

本日の会議に付した事件

平成25年第2回山元町議会定例会（第4日目）

平成25年6月18日（火）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第59号 東日本大震災に伴う平成24年度山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第60号 平成25年度債務負担行為 磯浜漁港施設災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第61号 平成23年度（繰）牛橋公園災害復旧工事その1請負契約の変更について
- 日程第 5 議案第62号 平成25年度 産振農復物1号 山元町農業機械等施設整備事業（コンバイン導入）に係る物品購入契約について
- 日程第 6 議案第63号 平成25年度 産振農復物2号 山元町農業機械等施設整備事業（乾燥調整機械導入）に係る物品購入契約について
- 日程第 7 議案第64号 平成25年度 産振農復物3号 山元町農業機械等施設整備事業（フォークリフト導入）に係る物品購入契約について
- 日程第 8 議案第65号 土地の取得について
- 日程第 9 議案第66号 平成25年度山元町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第67号 平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第68号 平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第69号 平成25年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第70号 平成25年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第71号 平成25年度 債務負担行為 請1号 新山下駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の締結について
- 日程第15 議案第72号 平成25年度 債務負担行為 請2号 新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の締結について
- 日程第16 同意第 3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 議員派遣の件について
- 日程第19 閉会中の継続調査申し出の件について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成25年第2回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって6番遠藤龍之君、7番齋藤慶治君を指名します。

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

1．長送付議案の受理

長から議案2件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

2．委員会審査報告書及び継続調査申出書の受理

① 総務民生常任委員会委員長及び産建教育常任委員長から、閉会中の調査報告書と産建教育常任委員会委員長から優良町村視察研修報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

② また、各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申し出書が提出されたので、その写しを配布しております。

3．議員派遣結果報告書の受理

議員派遣結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第2．議案第59号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務納税課長（平田篤司君）はい。議案第59号東日本大震災に伴う平成24年度山元町国民健康保険税条例の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

配布資料No.1番の条例議案の概要においてご説明をさせていただきます。

提案理由ですが、国が東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示等の対象地域における被保険者に係る国民健康保険税の財政支援を延長したため、所要の改正を行うものであります。

改正内容でございますが、国による避難指示等の対象地域から山元町に平成26年3月31日までに転入し、国民健康保険に加入した者の平成25年度分の国民健康保険税を平成24年度に引き続き減免するための改正でございます。

延長期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までとなります。

延長となります減免基準、減免割合は、記載のとおりでございます。

なお、補足説明になりますが、避難指示等の対象区域から山元町に転入し、国民健康保険に加入した世帯は5月末現在で2世帯、5名の方がおります。

施行期日ですが、公布の日から施行し、平成25年度の国民健康保険税に適用するものであります。

ご審議を賜り、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第59号東日本大震災に伴う平成24年度山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第60号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第60号平成25年度債務負担行為 磯浜漁港施設災害復旧工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、別紙配布資料No.2にて説明いたしますので、ご覧いただきたいと思っております。

本案件は、東日本大震災で被災した磯浜漁港施設に係る災害復旧工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提案するものであります。

項目及び内容についてご説明申し上げます。

1. 契約の目的でございますが、平成25年度債務負担行為、磯浜漁港施設災害復旧工事でございます。

2. 契約の方法でございますが、指名競争入札で指名業者数は20者でございます。本資料の裏面に名簿を記載させていただきました。

3. 契約の金額でございます。一金7億3,436万2,650円で、消費税を含みます。

落札率が86.52パーセントでございます。

4. 契約の相手方は、仙台市青葉区中央2丁目9番27号東洋建設株式会社東北支店。執行役員支店長近石光正でございます。

5. 工事の場所は、山元町坂元字浜地先でございます。

6. 工事の概要でございますが、資料の別紙2をお開き願います。

別紙2及びその裏面に添付させていただきました磯浜漁港災害復旧平面図A3版のものでございます。こちらを併せてご覧いただければと思っております。

本工事は、磯浜漁港全体の復旧工事となりますが、災害査定で大きく5工区に区分されております。

一つの工区は災害査定番号第9601号で、主に被害防波堤や内防波堤、東波除堤など、漁港の外郭施設の上部コンクリートや消波ブロックの施工となります。

二つ目の工区は第9602号で、マイナス2メートル物揚げ場及びマイナス2.5メートル物揚げ場などで、上部コンクリートや車どめなど、附属物の施工となります。

三つ目の工区ですが、第9603号で、臨港道路の舗装や側溝などの施工となります。

四つ目の工区は第9604号で、北防波堤や北護岸、北防砂堤の消波ブロックや上部コンクリートの施工となります。

最後の五つ目の工区でございますが、第9605号で、漁港北側の北防砂堤2の消波ブロックなどの施工となります。

本工事の実施に際しましては、地元漁業関係者を初めとする関係機関と連携をしながら、安全に十分配慮して実施してまいります。

最後に、資料の2にお戻りください。

工期でございますが、契約日の翌日から平成28年2月29日までとなります。

以上で議案第60号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

7 番（齋藤慶治君）はい。工事の概要についてお伺いをします。

今回の災害関係で、今回の津波被害で被災したものは、大体終了……、磯浜漁協の修復は終了するというふうに理解していいのか。

建物とそれは、荷捌きはまた別にして、この港湾に関しての復旧は、これを現時点ではこれが全てという形に理解していいか、その点だけお伺いいたします。

まちづくり整備課長（森 政信君）漁港施設の災害復旧は、この案件で全てとなります。現在並行して海岸堤防工事が水産庁で代行で進められております。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第60号平成25年度債務負担行為磯浜漁港施設災害復旧工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4. 議案第61号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第61号平成23年度（繰）牛橋公園災害復旧工事その1請負契約の締結についてを説明申し上げます。

議案の概要につきましては、別紙配布資料No.3にて説明いたしますので、ご覧ください。

本案件は、東日本大震災で被災した牛橋公園で現在施工中の土木工事に係る災害復旧

工事について、災害査定時において堆砂等により被害が確認できなかった箇所の復旧工事費が新たに増額となることから、変更契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を要するので、提案するものでございます。

項目及び内容についてご説明申し上げます。

1. 契約の目的、平成23年度（繰）牛橋公園災害復旧工事その1でございます。

2. 契約の相手方、仙台市青葉区上杉1丁目15番17号、株式会社浅沼組東北支店支店長亀田鉦嗣でございます。

3. 契約の金額ですが、現契約金額は2億7,562万5,000円でございます。消費税を含みます。変更後の契約金額は2億9,010万9,750円です。変更増額が消費税込みです。1,448万4,750円となります。

4. 工事の場所でございますが、山元町牛橋地内となります。

5. 工事の概要でございますが、本工事は、主な復旧施設のうち記載の中で舗装工の面積が当初と比較し853平方メートルの増、2万8,448平米となります。また、縁石工事の延長が564メートル増の3,233メートルとなります。

6の工期でございますが、現契約工期末が平成25年10月31日まででございましたが、工事数量が増となりますことから、変更で平成25年12月13日までの工期となります。

7. 変更の理由ですが、災害査定のもととなる現地の被害調査の際、津波による堆積土砂の影響により地盤沈下による被害が確認できなかった箇所などにおける復旧工事として沈下部に対する盛り土工や縁石ブロックの撤去、再設置等が必要となったため、増額となったものであります。

資料の2枚目に変更箇所図を添付いたしましたので、ご覧いただければと思います。

変更箇所図の中で赤く着色した箇所が舗装工の沈下部盛り土工で、青の引き出し線を表示している箇所が縁石工のブロックの撤去、再設置箇所となります。

工事につきましては、引き続き安全面に十分配慮し、早期完成を目指して実施してまいります。

以上で議案第61号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君）はい。今課長の方から説明を聞いた中で、今回の契約の変更、災害査定時において堆積等により被害が確認できなかったということですがけれども、本来この復旧工事については、そういった部分をきちんと査定しながら、全体の工事、復旧工事で査定するというのが本来の考え方だと思うんですがけれども、調査する中で、その辺についてきちんと調査できなかった理由はどうだったのか。

ここにはあくまでも堆砂ということで書いてあるんですがけれども、通常そういうのも含めて調査しながら、全体のこういう工事費を出していくというのが通常の例だと思うんですがけれども、それについて当時どうだったのか、査定時のときの。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。災害査定時におきましては、震災後本牛橋公園球場内で震災により集めてまいりました自動車等の仮置き場として一時使用しておりましたこと、それから、対岸の高瀬川及び東側への車両の通行する道路として一時使用していたこと、

それらの条件により、この堆砂及び沈下箇所が詳細に確認できなかったという状況であります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。状況はわかるんですけども、ただ、本来この復旧工事をする中できちんとその辺も含めて堆砂した部分の調査をして、そこで縁石ブロックがあるのかどうか、あるいはその中で沈下しているかどうか、その辺も含めて本来工事の中で対応できるように工事全体のそういった状況を把握しながら、きちんとやるべきだと思うんですけども、今の話だと仮置き場で使っていたから調査できなかったということで、お話を聞くと、ただそれも含めて本来きちんとやっぱり調査すべきだったんですよね。

その辺ができなかったというのはどういうことなのか。今お話聞いた中ではちょっと理解できないですけども。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。本来被災箇所につきましては、その詳細を測量あるいは試掘等の確認を行った上で災害査定に提案すべきところですが、震災直後の状況からそのような形で牛橋公園全体に被災に係るものを仮置きしてきたという状況がございましたので、それらが撤去あるいは運搬されるまで詳細の高さ等が確認できなかったという事情であります。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、これ例えば今課長がお話しするような形で自動車とかいろいろ、そういった対策で片づけたというのはいつなんですか。これ、工事発注したさなかに自動車とかいろいろそういったのが現場にあったのかどうか。

あくまでもなくなってから工事をするという形で多分調査したと思うんですよね。その辺はどうなのか。いっぱいあった中で調査して、そこで発見できなかったということなのかどうか。

基本的には本来やっぱり契約をした中で、その金額でやるというのが本来なので、今回の増嵩というのは、1,400万円ですから、今の事業から、全体の事業からいくと額的にはそんな大きな額じゃないかもわからないけれども、ただ、やっぱり増嵩するという考え方がうまくないと、私はそう思うんで、きちんとその辺が理由づけができているのであれば、それはしようがない部分もあると思うんですけども、ただ、今の課長の話聞いた限りではなかなかそれがわからない。

今お話ししたように、自動車の仮置き場とかいろいろそういったもの、いつ全部チェックしてあれしたんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。本場内での撤去は、去年の秋ぐらい、11月ぐらいにほぼ撤去が進んでおりましたが、その後詳細を確認して、このような数量が固まったという状況であります。

10番（岩佐 隆君）秋というか、きちんとその辺は車の仮置き場になっていて、一応工事出すのに調査ができなかったということなのか、あるいはすっかり撤去して調査をした中で、それでも堆積の土砂があって、なかなか沈下がわからなかったということなのか、その辺ちょっとはつきりしてもらいたいですよ。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。今回ご提案申し上げました変更内容につきましては、査定時におきましては、やはり自動車等があったものですから、災害査定は平成23年度の末に行われましたが、その間自動車がまだ置いてある状況でありまして、撤去が終わったのが平成24年度の秋口でございますので、それまでの期間はその部分の詳細が十分に把握できなかったという状況がございます。

本工事の査定時におきましては、その構造物等の撤去をもって詳細を固めるというふうなことで進んでまいりました。

議長（阿部 均君）まちづくり整備課長の補足の説明を震災復興整備課長庄司正一君。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。災害査定時におきましては、先ほど森課長の方から説明がありましたように、自動車等の仮置き場ということで使用しておりました。査定時におきましては、その分も加味した内容での計上でしたが、査定官の指導により、その辺は確定した後に再度変更等によって対応できるものについては対応するようにというふうなご指導があったため、このような内容になったということでご理解を賜りたいと、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい。平成23年度末に、今課長からお話聞くと、査定をして、平成24年度の日には特定できないんだけど、秋までそういった自動車の仮置き場になっていたと。だからなかなかわからなかったということなんですけれども、本来であれば、平成23年度の末に災害査定して、ある程度の事業の申請しても本来事業が発注する前の段階でもう一回、例えばその時点で車の仮置き場になっていたんだとしたら、その部分、見えない部分をきちんと査定して、全体の工事に発注につながるような形も私もできたのかなと思うんですよね。

これは、何回も不調というか、それが続いたという経緯もあるんでしょう。この工事に関しては。その中できちんと災害査定、実態に合ったような形で調査をできるような時間もあったと思うんですよね。その辺は国の事業だから、最初に査定したもので推移しなくちゃならないということなのかどうか、ちょっと私はその事業の国と町の復旧工事の考え方については、ちょっとわからない部分もあるんですけれども、きちんとその辺はやはり実態に即した形のやはり発注の仕方をすべきだと思うんですよね。

その辺についてどうなのかと、あと、期間的な部分ですけれども、本来やっぱり遅れているので、工期今度延びているんですけれども、その変更の中でできた部分でできるだけ早く、先ほど課長の方から早く工事を終わらせたいという思いもあるので、きちんと業者と話をして、増嵩の中で、工事の増嵩ある。あと、工期に関しては、できるだけ詰めるような形でやれるような発注の仕方、それもきちんと考えるべきだと思うんですよね。

その辺について、ちょっと2点について。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。岩佐議員の最初のご質問について、私の方から答えさせていただきます。

基本的には岩佐議員おっしゃるとおりでございます。委託の関係あるいは災害査定の関係におきましては、県の協力をいただく中で対応した経緯がございます。その中で完成図面等を参考に事前に可能な分全てとりあえず計上させていただきました。先ほどもご説明させていただきましたように、確認できない点については再度確認をして再申請するというふうなご指導をいただいているというような流れになっておりましたので、その辺はご理解を賜りたいと、かように思います。

あと、後半については、まちづくりの課長の方にかかりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。工期の関係でございますが、本盛り土工及び縁石工が基礎工でございますので、こちらの施工を本契約後にすぐに着手し、全体の復旧工事を区

間等を分けて、効率を図って進めてまいりたいと思います。

一日でも早く完成できるよう、工程管理をしてまいりたいと思いますので、よろしく
お願い申し上げます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第61号平成23年度（繰）牛橋公園災害復旧工事その1請
負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5．議案第62号、日程第6．議案第63号、日程第7．議案第64
号の3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第62号平成25年度産振農復物1号山
元町農業機械等施設整備事業（コンバイン導入）に係る物品購入契約について、それか
ら同じく、63号が乾燥調整機械導入に係る物品購入契約、それから、議案第64号、
同じくフォークリフト導入に係る物品購入契約について、一括でご説明をさせていただきます。

まず、議案第62号でございますが、お手元の配布資料のNo.4でご説明申し上げます。

本件につきましては、東日本大震災による被災農家の水田農業再生等を図るため、平
成25年度被災地域農業復興総合支援事業に基づく農業機械、今回62号はコンバイン
でございますが、これを取得するに当たりましては、地方自治法及び町条例の規定によ
りまして、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

まず、この62号のコンバインの導入の概要でございますが、1番として、購入品目
台数ですが、4条刈りのコンバイン2台、それから6条刈りコンバイン7台の計9台で
ございます。

1台当たりの今回の契約額からいった場合の1台当たりの単価については、ここの記
載のとおりでございます。

主要装備でございますが、ここに表に整理しておりますけれども、最大出力、それか
ら走行方式、それからキャビン、これはエアコン等装備でございます。それから、自動
化装置ということで、車体制御等、この記載のとおりであります。

2番としまして、契約の方法でございます。今回につきましては、条件付の一般競争
入札で執行しております。

この条件付につきましては、約8項目ほどございますけれども、大きく分けて一般の要件と、それから実績の要件ということで大別されますけれども、一般要件といたしましては、町の指名登録されている、あるいは無能力者でない、あるいは破産者ではない、あるいは入札とか契約で不正行為をしていないといったような条件を満たすもの、それから、実績といたしましては、この同種の機械の納入実績があるものということで、事前審査をいたしまして、条件を満たした業者の方に入札参加していただいたということで、参加業者については、ここに記載の6者でございます。

3番目に契約金額でございますが、一金9,207万500円、消費税含むでございます。

落札率は82.06パーセントであります。

裏に行きまして、4番、納期期限でございますが、これにつきましては、経営体の貸し出しをする事情を踏まえまして、第1期、第2期というふうに納期を分けてございます。ことしの9月13日までには7台、これは4条刈りが2台と6条刈りが5台であります。それから、来年の2月28日までが6条刈り2台ということで、全部で9台であります。

5番目、契約の相手方でございますが、宮城県亶理郡亶理町字西郷261の1、株式会社竹内農機商会、代表取締役竹内富士夫であります。

6番といたしまして、参考ですけれども、今回は機械の対応先につきましては、旧経営体であります。内訳としては、法人、団体、個人ということで、ここに記載のとおりであります。

これについては、経営の規模拡大を条件といたしまして、今回の導入する経営体につきましては、震災前約10町歩経営していたものの、今回につきましては、平均で約50ヘクタールということの拡大になるということで、経営体の方の条件を設定しております。

なお、このコンバインの仕様の関係ですが、イメージ図としてここに記載のとおりのものでございます。

次に、議案第63号につきましては、配布資料のNo.5でご説明申し上げます。

提案理由は同じでございますが、63号につきましては、まず1番、購入品目、台数でございますが、乾燥機が45石のものが4台、それから90石のものが2台あります。

それぞれの契約からいった単価については、1台当たりの単価については、この記載のとおりであります。

主要装備につきましては、ここに処理量、それから乾燥方式、それからバケットの大きさというようなことで、ここに記載のとおりであります。

それから、もみすり機であります。これは3台導入であります。主要装備、項目、仕様については、ここに記載のとおりであります。

単価も記載のとおりであります。

裏面に行きまして、2番目に、契約の方法ですが、これについても条件付一般競争入札でございますが、先ほどのコンバインと同じ条件で、入札参加業者については6者あります。

それから、3番目に契約金額ですが、一金1,822万3,884円、これは消費税

含む。落札率は84.88パーセントであります。

4番に納品の期限であります、9月13日までということでございます。

それから5番目に契約の相手方でございますが、これもコンバインと同じく、株式会社竹内農機商会であります。

3項6番でありますけれども、機械の貸与につきましては、3経営体ございまして、この経営体規模につきましても、平均値であります、17町歩から50町歩までの経営拡大ということでございます。

なお、乾燥機、もみすり機のイメージ写真というのがこの記載のとおりであります。

次に、議案第64号、フォークリフトの導入であります。

提案理由は同じであります。

まず、資料のNo.6でありますけれども、1番の購入品目、台数につきましては、フォークリフトが9台、単価はここに記載のとおりであります。

装備につきましては、エンジン出力、最大の持ち上げ荷重、揚高、記載のとおりであります。

それから2番目に契約の方法ですが、条件付一般競争入札ということで、これも62号、63号と同じ条件での入札でございます。

参加資格については、4者でありました。ここに記載のとおりの4者であります。

3番でございますが、契約金額、一金1,020万6,000円、消費税含むであります。

落札率は36.72パーセントであります。

続きまして、裏面に行きまして、4番になります、納付期限につきましては、これも9月13日までと来年の2月28日までということで、7台が9月まで、2月が2台ということで、分けての納品ということでございます。

それから、5番目に契約の相手方でございますが、宮城県柴田郡大河原町字新東33の7、コマツリフト株式会社仙台営業所所長太田重光であります。

6.参考でありますけれども、貸与先の経営体は、9経営体ございまして、経営規模拡大については、前の議案と同じく、記載のとおりであります。

あと、フォークリフトの概要、外観のイメージということで、記載のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議の上ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。先ほど課長から説明受けた中で、9経営体でこの事業、10ヘクタールから50ヘクタールにすると。そういう形で今回機械を貸し出すという形の事業だと思っておりますけれども、これは経営体一つで面積を決定するのか、あるいは全体の経営の中で、今回経営体の中で、先ほど課長からお話聞いたように、10ヘクタールから50ヘクタールという形の全体のくくりの中で町の事業として捉えているという形で考えていいのかどうか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。規模拡大につきましては、今回経営体それぞれが農地集積をして、積み上げてそれぞれが震災前から、先ほどあったように、規模拡大の面積に

集積するということで、個人での積み上げになります。以上であります。

10番（岩佐 隆君）はい。そうすると、個人が復旧する中で規模拡大をすると。そういう一つの経営体が考えて、その経営体が規模拡大をする形での機械の、今回リースという形で、どのくらいという機械を借り入れるための、どのくらいの面積をふやすという形の要件的なものは、今までの事業だと結構15ヘクタールとか、20ヘクタールとか、一つの、例えばコンバインとか一つの農地にという形であったんですけども、今回復旧事業なので、規模拡大の中で今お話ししたような形で考えられていけば大丈夫だということなのかどうか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回については、大原則として規模拡大していただくということなんですけど、その規模拡大に当たって機械を導入して、この機械をリースできるかどうかということになりますと、機械そのものについて、これ以下であれば機械をリースすることができないというか、これ以上であればリースできるという下限値を設けています。

それにつきましては、県の方で特定高性能農業機械導入計画というのがございまして、それで下限面積を機械ごとに設定しております。例えばコンバインであれば、4条刈りであれば下限面積は10ヘクタール以上あるいは6条刈りであれば15ヘクタール以上ということで、それらをそれぞれの経営体が経営規模がそれ以上であれば、そのコンバインはそれを上回っていればリース可能だというふうなことで対応しております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。あと納入期限の関係ですけれども、1期と2期に分かれて、これは事業の関係なのかどうか、ちょっとわからないんですけども、本来だと今年度もみすりというか、稲刈りをしてみすりをする、そういった形で考えると、やはり9月に一括の納入という形がいいと思うんですけども、ただ、1期と2期で分けているという形だと、農家の人たちの要望なのか、それとも町の全体の事業の中でふりわけをしなくちゃだめだということなのかどうか。それについて。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。お答えいたします。

これについては、町の都合ではなくて、経営体と営農計画に合わせた中での納期ということでの設定でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。そうすると、事業の考え方にもよるんですけども、ただ、経営体にとっては町としてもそうなんですけれども、今年度結局必要ないという形になるんですよ。今年度必要ないというか、来年度で使うということだと思えますよ。例えば2月28日にコンバイン6条刈り2台のものが入っても、ことし例えば豆を刈るのかどうかかわらないですけども、実際には稲刈りという形ではないので、必要ないということなので、別に来年度に事業を来年度事業が続くと言われれば来年度事業に回してもいいと思うし、本当は今年度で必要な部分について本当は措置して、事業を起こしていくと。そういう形が本来の形だと思えますけれども、それについてはどうなのか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。1期の9月まで導入するものについては、今回は秋作業機械ということで、全くその機械を失って農作業の時期に合わせているということです。

あともう一つの2月にずれ込んでいるという方は、一部持っていて、来年度の営農に向けて年度内での整備という考え方でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。わからないわけでもないんですけども、本来であれば機械使わない

ですから、来年度に買い入れると。あるいは、リースでやるという形が本当は正しいと思うんですけども、その辺は経営体の考え方ということで、しょうがない部分かなと。

ただ、町の指導とすれば、やはりきちんとその辺はやっぱり使う年度に使うときに事業を考えてもらってやるという形が私は正しいと思うので、その辺についてはきちんとやっぱり経営体と話をしながら進めていくようにしないとだめだと思うので、その辺についてはよろしくをお願いします。

あと、ちょっとフォークリフトなんですけれども、これはフォークリフト、異常にちょっと落札率が低いですよ。33パーセントかな。安くあれするのはいいんですけども、ただ、コンバインとか、あるいは乾燥機とか機材見ると82パーセント、84パーセント、このフォークリフトだけが30パーセント台なんですけれども、これは企業努力で落札率が下がったということなのか。それとも町としてやはり一応市販する中でもう少し精査すべきだったのか。その辺については、この落札と発注側とのちょっと考え方教えていただければなと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。予定価格につきましては、事前にはきちんと見積もり等をした上で適正な予定価格設定であります。それに対して入札の状況を見ますと、要はいわゆるたたき合いというようなのが出ていて、やっぱり企業努力でどうしてもとりたいたいという意向があったのかなというふうには見ております。

これについては、町の方としてもこの単価でしっかり納入されるのかどうかというのは非常にそこをしっかりと契約上の履行を確認をしていかなければならないというふうには思っておりますが、こういう企業努力の結果ということで、進めさせていただきたいというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。企業努力の結果で36.72パーセントになったと。そういうことで、ほかの部分も条件付の一般競争入札という手法であるから、こういう形で下がっていくと思うんですよ。

入札の考え方でいろいろ今町としてもいろいろな入札の方式取り入れながらやっていますがけれども、やっぱり本来の形だとこういう形になっていくのが基本だと思うんですよ。これはフォークリフトに関しては特別なんですけれども、やっぱり予定価格から見ても、やっぱり一般競争入札でやればある程度80パーセント台なりに下がっていくと。お互いに企業努力をし合うという形の考え方なので、今後もそういう形での入札のあり方、基本的に考えていただきたい部分と、あと、やはり今課長言ったように、このフォークリフトに関しては、たたき合いでとったのかどうかわかりませんが、やっぱりきちんと契約金額で当初の予定金額で示した、そういったものをちゃんと履行できるような形で見ていただいて、エンジンがないものだったりするので、ちょっと機械としてふさわしくないの、きちんとやっぱり導入したら、きちんと見ながら、これからの工程も含めて考えていただくように、きちんとしていただければなと思います。

あと、今お話ししたように、入札の考え方についてきちんと本当に競争原理が働くような考え方を持って進めると。そういうのを基本にしてやっていただければなと思いますので、これについて町長から最後に。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。引き続き適正な入札執行に十分注意してまいりたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

5番（竹内和彦君）はい。農業機械全部で27台ですか。これだけの台数になりますと、保管場所はどういうふうにするのかなと思いますので、お願いします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。基本的にはこれは経営体の方に貸し出しをいたしますので、経営体の方で保管していただくというふうになります。

ただ、先ほどの乾燥機、もみすり機につきましては、あと別途今これから発注予定をしておりますけれども、土地を造成をして、そこに建屋を建てて、そこに納めるというようなことになってまいります。以上です。

5番（竹内和彦君）はい。それぞれそうしますと、経営体の方で保管場所を準備するということになるんでしょうかね。

そうしますと、恐らく被災している部分というのは、そういった保管する場所もないでしょうし、じゃ、新たな経費負担というのは、経営体で負担するということになりませんか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。基本的にはリース契約をして、それぞれが善良な管理をしていくというようなことになってまいります。

これについては、維持管理あるいは維持管理に係る消耗品だとか、機械自体の、あと修理だとか、そういったものも、あるいは共済の保険にかかるといったものも全て経営体の方で負担していただくという前提でこれは申し込みをいただいて、そういった内容で今後契約をしていく予定であります。

5番（竹内和彦君）はい。保管する場所なければ、雨ざらしということもなり得るわけですよね。

産業振興課長（寺島一夫君）はい。それぞれがそれぞれに上屋があるところで管理をしていただくということになると思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

4番（菊地八朗君）はい。簡単なんですけれども、今コンバインとフォークリフト、コンバイン9台、フォークリフト9台、もみすり機だけが3台なんだけれども、経営体の来年もまた買うということでこうなのか、一応機械からいったらコンバインが9台、トータルでフォークリフト9台でもみすり機だけが3台なんだけれども、単純に、まずその違い。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回は、もみすり機等についてですが、また別途6施設ほど施設とともに中のもみすり機から何からセットで発注するのもございます。今回については、一応自分のところに納められる建屋があるというようなところも含めて、前もって納められるところの経営体に対して発注するというようなことで、二段構えぐらいになっているというようなご理解をいただければと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第62号について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第62号平成25年度産振農復物1号山元町農業機械等施設整備事業（コンバイン導入）に係る物品購入契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第63号について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第63号平成25年度産振農復物2号山元町農業機械等施設整備事業（乾燥調整機械導入）に係る物品購入契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第64号について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第64号平成25年度産振農復物2号山元町農業機械等施設整備事業（フォークリフト導入）に係る物品購入契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第8．議案第65号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。議案第65号土地の取得についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、皆さんのお手元に配布しております資料No.7でご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

地方自治法第96条第1項第8号及び山元町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上かつ5,000平方メ

一トール以上の土地取得について議会の議決を要するので提案するものであります。

2. 取得の目的ですが、山元町都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（新坂元駅周辺地区）でございますの用地として取得するものであります。

取得の内容でございますが、議案に記載しておりますが、坂元字町東地内24筆、坂と字荒井地内1筆の計25筆で、数量は1万9,036.72平方メートル。取得価格が5,904万4,797円でございます。

資料の整理番号1から3番までありますが、これにつきましては、地権者ごとの番号になりますので、対象者は3名になります。

どうかご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第65号土地の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、案第65号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第66号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、議案第66号平成25年度山元町一般会計補正予算（第2号）をご説明させていただきます。

また、あわせまして、補正予算附属説明資料、こちらもお開きいただければと思います。

今回の予算の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ5,374万5,000円を追加いたしております。それに伴いまして、総額が479億7,301万3,000円ということでございます。

それでは、歳出の方からご説明させていただきます。議案書の7ページをお開きいただければと思います。

3. 歳出第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費につきまして、積立金を370万円ほど増額してございます。こちら、附属資料の1ページをあわせてご覧いただければと思います。1ページの補正理由をご覧いただきたいと思いますが、本年4月1日から5月9日の間に受領いたしました震災復興関係の寄附金及び学校教育関係の寄附金につきまして、基金の積み立てを行うものでございます。

内訳につきましては、震災復興関連が9件、学校教育関係が1件ということで、合わ

せまして370万円余りということでございます。

続きまして、諸費、7ページに戻りまして、諸費でございます。委託料といたしまして94万5,000円を計上してございます。訴訟事務委託料ということでございます。これは、先の4月の臨時会においてご議決いただきました震災ADRによります損害賠償請求事件の和解案件等を含みまして、2件につきまして和解が成立しましたことから、弁護士報酬につきまして委託料ということで計上しているものでございます。

続きまして、民生費でございます。社会福祉費老人福祉費でございますが、繰出金といたしまして68万7,000円を計上してございます。こちら附属資料の2ページもあわせてご覧いただければと思います。

2ページをご覧いただきますと、後期高齢者医療特別会計繰出金ということで、一般会計から特別会計へ繰り出すというものでございます。

こちら、補正理由でございますが、ことしの4月から導入いたしました危機管理システムのクラウド化のサービスにつきまして、いわゆる使用料及び賃借料について、こちら計上しているものでございます。本来であれば当初予算で計上するものでございましたが、こちら当初予算で計上できなかったということから、今回の6月議会での計上ということになってございます。

続きまして、衛生費をご覧いただければと思います。衛生費予防費でございます。こちら負担金補助及び交付金といたしまして107万3,000円を計上してございます。風疹ワクチン接種費助成金ということで、こちら附属資料は3ページをお開きいただければと思います。

こちら、現在風疹が大変流行していて、全国的に流行しているということがございまして、妊娠初期の妊婦が感染いたしますと胎児に障害が生じる可能性があるということから、今回町独自の支援策といたしまして、予防接種費用の助成を行うことといたしました。

こちらにつきまして、対象者はご覧のとおりでございます。ご覧のとおりのところでございます。

予算額につきましては、100万円余りということで、こちら町の独自施策ということでの予算化ということになってございます。

続きまして、12款保健衛生復興推進費でございます。こちらは、財源内訳の変更でございますので、詳細な説明は省略させていただきます。

続きまして、上水道復興推進費でございます。640万円ほど計上してございます。こちらにつきましては、資料の4ページをお開きいただければと思います。

4ページでございますが、いわゆるこれは災害復旧事業でございます。沿岸部の水道施設の復旧につきまして、災害復旧事業の内示があったということから、繰出基準に基づき、一般会計から企業会計であります水道事業会計へ繰り出すというものでございます。

その事業概要につきましては、こちらのとおり、磯浜漁港、花笠第2排水機場、旧牛橋の生活センター前の水管橋ということになってございます。

以上が衛生費でございます。

続きまして、農林水産業費にまいります。農地費でございます。委託料といたしまして52万円計上してございます。大谷地排水機場の管理業務委託料、こちら資料の方

をご覧いただければと思いますが、5ページでございます。こちら、県営事業によりまして大谷地の排水機場の災害復旧の工事が一部完了したということに伴いまして、運転可能となったということから、運転操作管理を互理の土地改良区へ委託するというものでの委託料を計上しているものでございます。

続きまして、商工費でございます。商工費につきましては、こちらも財源内訳の変更ということから、詳細につきましては、省略させていただきます。

続きまして、8ページ、土木費、住宅費でございます。住宅管理費といたしまして報償費を2万7,000円ほど計上してございます。こちらは、住宅管理補助員の謝礼ということで、2万7,000円の増額補正でございます。こちら、災害公営住宅の管理に伴いまして、謝礼を払うということから、今回計上してございます。今年度中に災害公営住宅75戸が完成予定ということから、今回計上ということでの予算の補正となっております。

続きまして、同じく土木費の下水道費でございます。下水道復興推進費といたしまして2,100万円余りを計上してございます。下水道被災管路マッピングシステム構築事業補助金ということでございます。これは、資料の6ページをお開きいただければと思います。こちら一般会計から下水道会計に繰り出すものでございます。

大震災によりまして下水道管の被災状況等を写真等、こちらを電子地図上にデータ化するという事業につきまして、震災復興交付金の一括配分枠、こちらで該当するということから、一般会計から企業会計へ繰り出すというものの予算措置でございます。

続きまして、教育費でございます。教育費、社会教育費の公民館費でございます。需用費で58万円ほど減額、工事請負で340万円ほど増額してございます。こちら詳細につきましては、7ページの資料をご覧いただければと思います。

こちら、中央公民館に設置されております非常用の発電機でございます。これは、昭和55年の製造ということで、大変老朽化しているということから、現在いわゆる安定した稼働が難しいという状況でございます。また、残り製造年月日が古いということから、修繕対応も難しいということもございまして、発電機を応急的に更新することから、今回こちら工事費ということで340万円ほど計上しているものでございます。

また、あわせまして、その下の米印でございますが、当初予算で発電機の修繕費を計上してございましたが、今回更新することから、修繕費は全額落として、工事請負費に振りかえるということから、今回減額をしているというものでございます。

続きまして、第11款災害復旧費でございます。公共土木施設災害復旧費でございます。漁港施設補助災害復旧費につきましては、これは財源内訳の変更でございます。

その下でございます。都市災害単独の災害復旧費でございます。工事請負費といたしまして1,000万円ほど計上してございます。こちらにつきましては、資料8ページから9ページをご覧いただければと思います。

先ほど契約案件でご議決いただきました件に類するものでございます。事業概要でございますが、大震災で被災いたしました牛橋公園の施設の災害復旧工事でございます。こちら、補正理由をご覧いただければと思いますが、これは契約案件でご説明したとおりでございます。災害査定のもととなります被害調査、いわゆる災害査定の際に津波による堆積土砂、被害車両が現場に仮置きとなっていたということから、現地の確認が被害が確認ができなかったということでございます。その箇所について災害復旧工事費を

今回改めて追加補正をするものでございます。

内訳でございますが、自由勾配側溝の撤去及び再設置。U型側溝の撤去・再設置。歩車道境界ブロックの据え直しということになってございます。こちらにつきまして、1,000万円というのが一般財源で計上されてございますが、これは県の市町村課と調整いたしまして、一般財源ではありますが、震災復興特別交付税で充当されるということで、確認をとってございます。

以上が8ページでございます。

おめくりいただきまして、9ページでございます。

9ページ、同じく災害復旧費の厚生労働施設災害復旧費をご覧いただければと思います。民生施設災害復旧費でございます。資料の方は10ページになるかと思っておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

こちら、山下小学校児童クラブの災害復旧工事でございます。こちら、山下小学校に今ございます児童クラブの出入り口が震災によりまして地盤沈下により傾いてございます。それに伴いまして、玄関のドア、窓等が閉まらない状況になっているということから、今回復旧を行うものでございます。

復旧につきましては、3か月ほど後期を必要とするということから、夏休み期間中に工事を行う必要があるということから、今回の予算措置となったものでございます。

また、こちら財源につきましても一般財源に500万円ほど計上してございますが、こちらは国の内示が確定次第、いわゆる国の補助金、災害復旧の補助金に振りかえるものでございます。

以上が歳出でございます。

それでは、歳入をご説明いたします。5ページをお開きいただければと思います。

2. 歳入でございます。地方交付税の補正を行ってございます。具体的には震災復興特別交付税の増ということで、5,200万円ほど増額してございます。

こちらにつきましては、先ほど歳出でご説明いたしました下水道の被災管路及びマッピングシステムの構築事業等につきまして震災復興交付金の内示があったということから、その補助裏に充てます震災復興特別交付税につきまして増額をしたものが中心となっております。

続きまして、国庫支出金でございます。国庫負担金、災害復旧費国庫負担金でございます。漁港施設災害復旧費負担金といたしまして700万円ほど、こちら減額してございます。こちらは、漁港施設災害復旧費の負担金を減額してございますが、これは磯浜漁港に関します実施測量設計分につきましては、いわゆる国庫補助ではなく、震災復興特交での扱いということで、国から指導がございましたので、こちらの分国庫補助金を減額してございます。

続きまして、県の支出金でございます。県の補助金、そのうちの衛生費補助金でございますが、被災者健康支援事業補助金で130万円ほど今回計上してございます。こちらは、39歳以下の健診に伴います補助が県から内示があったということから、今回の補正で計上しているものでございます。

続きまして、寄附金でございます。寄附金につきましては、先ほど歳出でもご説明いたしました震災復興関連の寄附金でございます。震災復興関連及び教育関連ということで、合わせまして370万円を歳入として計上しているものでございます。

繰入金でございます。基金繰入金といたしまして財政調整基金の繰入金を1,800万円ほど減額してございます。これは、財源調整を行いまして、取り崩しの方を減らすというような補正内容となっております。

震災復興交付金の基金の繰入金につきましては、2,100万円ほど行ってございます。こちら先ほどご説明いたしましたマッピングシステム構築事業等につきまして、こちら震災復興交付金を充てるということから、今回取り崩しをしているというものでございます。

歳入、最後になります。雑入でございます。15万4,000円ほど行政財産の貸し付け料ということで計上してございます。こちら庁舎内に設置いたしました株式会社オオバの仮設事務所の設置にかかります借地料でございます。CMマネジャーをしておりますオオバにつきまして今回借地料として計上してございます。

以上が2号補正の概要でございます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい。7ページの衛生費、予防費、大変これは町単独でやるんだというような話であります、大変結構なことだなというふうに思います。

それで、附属説明書の3ページには対象者として①、②、③とあるんですが、それぞれ何名ずついらっしゃるのか。

そしてあと、この107万3,000円、これで何名を見ているのか。単価とあれと、それを教えていただきたいなと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。佐山議員のご質問にお答え申し上げます。

対象者につきましては、130名ほどを予定してございます。

それから、金額等につきましても今風疹・麻疹の混合ワクチンということですので、そちらの単価を掛けまして計算をさせていただきます。一応130名想定というような形でございます。

12番（佐山富崇君）はい。私が質問したのは、①、②、③それぞれに何名ずついらっしゃるのかと。

それで、あとワクチン何ぼするのか、この単価はお幾らなんですかということをお聞きしたかったですけれども、もう一度お願いしたい。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。まず、妊娠を希望する19歳から49歳の女性というふうなことでは、全体で2,000名ほどいらっしゃいます。その配偶者ということですので、同数というふうなことにはなりますけれども、それと妊娠する女性につきましては、今挙げた60名ほどというふうなことではございますが、この中で接種する想定数でございます。これは、母子手帳の交付数とかなんとかというふうなことで、その率を掛けまして、一応19歳から49歳の中では36名。それから、その配偶者、同数36名。それから、先ほど言いました母子手帳の交付者数というふうなことで62名で、全体で130名ほどというふうなことではございます。

なお、ワクチンの単価につきましては、互理医師会等につきましては、1人当たり8,800円というふうなことではございます。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。つまりは、4,060名いらっしゃるんだけれども、対象者が、対象

者というか、そういう該当する人が。だけれども、いろいろと見て36、36の62だと、こういうわけですね。それで130名だと。

ワクチンは8,000円するんだと、こういうことですね。今のご答弁というか、そうすると、これで間に合えばいいが、足りないときはまた補正またお願いするようになるんだと、こういう意味ですね。

大変結構な案件でありますので、十分この事業、よく理解してもらって、取り組んでもらいたいなということをつけ加えて、私の質疑を終わりにしたいと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい。ただいまの風疹の件でございますけれども、これの広報手段、当然広報やまもと等で行われるのかとは思いますが、これはどうなんですか。自己申告なのか、広報しっ放しで希望者があればそれに対応すると。その辺の対応の仕方について伺います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。全国的に関心事でございますので、広報等につきましては、周知徹底を図ってまいりたいというふうに思います。

広報のほか、ホームページとか、そういったものなんかにも掲載していきたいというふうには考えています。

8番（佐藤智之君）はい。ちょっと早口でよく聞き取れなかったんですけれども、最終的には自己申告でよろしいんですか。その確認です。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。任意の予防接種ということでありましたので、申請を受け付けるというふうな形になります。申し込みをいただくというふうなことです。

失礼しました。希望者の方が病院に行ってくださいまして、やっていただいた後の助成というふうな形になります。

8番（佐藤智之君）はい。ちょっとわかりにくいので、確認します。

要するに、希望者が病院に行ってワクチンを打ってもらおうと。それで、あとは病院の方に、その費用はどうなんですか。最初の。払ってくるんですか。一旦自己負担するの。後で役場が払うのか、その辺ちょっとわかりにくい。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。病院の方で受診をしていただくと、予防接種を受けていただくというふうなことでございますけれども……、地域包括支援センター所長の方から説明をいたします。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい。指定医療機関、亶理郡内の医療機関に行ってください、予防接種を受けていただければ、そこで自己負担分はいわゆる補助金額から出た分は払っていただきますけれども、医療機関に応じて金額が違う場合がありますので、支払って、いわゆる限度額の8,800円分は町で補助しますので、払っていただかなくても大丈夫です。（「何だかますますわかなくなった」と呼ぶ者あり）

議長（阿部 均君）わかりましたか。（「いや、わからない」と呼ぶ者あり）

再度答弁願います。地域包括支援センター所長渋谷美智子君。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい。済みません。医療機関については、支払わなくても大丈夫です。その分は、町の方で医療機関に支払うような形になりますので、個人は医療機関で支払わなくても大丈夫です。以上です。

8番（佐藤智之君）はい。やっとわかりました。

それで、亶理郡の医師会のみなんですか。例えばたまたま仙台に別なあれで通ってい

ると。例えば仙台に行った場合はどうなんですか。その病院。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。亙理郡以外で受診した場合については、一旦領収書、支払っていただいて、その領収書に基づいて町の方の窓口でお支払いします。以上です。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい。2件ほど確認したいと思います。

初め、積立金、総務財産管理費の積立金の関係、資料1の方で詳しく載っているんですが、特にちょっと今回確認したいのは、学校教育関係の寄附金関係、総額どのぐらいあって、実際積み立てるのはいいんだけども、運用の仕方どういうふうに使っているのかどうか。現状を確認したいと思います。

あと、第2点としては、公民館費、予算書の8ページの方の発電機の関係です。非常用の。震災のときにはどうだったのか。この発電機が。

そして、今後今度新しく買いかえる発電機的能力というのは、言葉では書いてあるんですが、避難所として十分発揮できるぐらいの能力があるのか。単なる非常灯とか、それだけの能力なのか。そこら辺の2点をお伺いしたいと思います。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。まず1点目のご質問でございますが、今回の積立金を含めまして総額、教育関係では2,460万円ほどの積立額となっておりますところでございます。

こちらの使途につきましては、今後の学校の復旧のためにということになりますが、まずは坂元小学校の体育館、屋内運動場の工事につきまして、予算お示しする際にはこちらの方の積立金の方からも使途として使わせていただくという方向で今後の学校復旧のために使っていきたいと思っております。

議長（阿部 均君）2点目の発電機について、中央公民館、生涯学習課長齋藤三郎君。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。

非常用発電機につきましては、震災時につきましては、正常に稼働いたしておりました。その後経年劣化により正常な稼働ができなくなったというふうな状況でございます。

また、能力、新しく設置する予定の発電機につきましては、現在30キロボルトアワの発電機を有しておりますが、新しく予算計上いたしておりますのは、37キロボルトアワの発電能力を有したものを設置を計上いたしております。

屋内消火栓に稼働していない場合は、内部電源から電気を取得できるような装置に計上いたしております。

7番（齋藤慶治君）はい。寄附金関係なんですが、今後学校施設ということで、今坂元小学校の体育館がありますが、こういう寄附金というのは、そういう大規模なものにも必要かもわかりませんが、普段やはり公的な財源から出ないようなものにやはり使途するために積み立てるというのも一つの目的だと思いますので、そういう形も運用していただきたいと思っております。

第2点の方の中央公民館の関係なんですが、中央公民館のこの今回また何かで地震か何かで停電になった場合、避難してきた場合、このバッテリーでこの発電機で対応、避難した人たちがまず公民館に避難してきた人が十分なのかと、そういうのを確認したかったんですよ。

というのは、結構金額的に余り安いんじゃないかなと。何かもう少し高いようなイメージがするので、せっかくこういう中央公民館にするんだったら、動力もしっかりした

ものを非常時に1日、2日停電でもしっかり中に避難した人たちに対応できる照明の明るさなり、照度なり、携帯なり、被災時はいっぱい小さいのいっぱい集めてきてやっていたけれども、中央公民館の本体となる、基本となる発電機はそのぐらいの能力があってもいいのかなと思います。その点についてだけ再度お伺いしておきます。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい。お答えします。この非常用発電装置につきましては、停電になったときに主に屋内消火栓のポンプを稼動するために設置しているものでございます。

ですので、外部電源、外部電力を供給するために設置しているものでは基本的にございません。

しかしながら、今回設置を考えておりますのは、外部電源を取得できるタイプの外部自家発電装置にいたしたいと考えております。ですので、ある程度37キロボルトアワーという電力の大きさがちょっとわかりませんが、ある程度の外部電源照明等に関しては、確保できるものと考えております。

7番（齋藤慶治君）はい。公民館の発電機の関係、ちょっと私も能力的なものはまた後でももう少し確認というかして……、結局目的がこういう非常用のポンプとか、それが第一であって、避難した人たちの照度というのはその次というふうに理解していいのかな。

そういうふうに、私はてっきり公民館というのは必ずみんなが集まるものだから、万が一切れた場合でも最低限の照明はある程度のできるがための発電機という形に理解したんですが、今の目的からすると若干違っていたような気がするんですが、その点だけ再度確認します。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい。お答えします。議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。基本的には停電時に屋内消火栓のポンプを稼動するためが一義的な発電機でございます。

2次的に、今回設置を考えておりますのは、発電をしながら外部電源を取り入れる家庭用コンセントがとれるタイプのものを設置いたしたいというふうに考えております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）最後の11款の4項の1目民生施設災害復旧費の関係ですけれども、先ほど課長の方から説明を受け、また、事業内容については一応附属資料の中に書いてあって、見せてもらったんですけれども、これについて、今までこのまま今まで復旧しなかったというのは、余り子供たちの状況だったり、あるいは児童クラブの玄関だということ、出入りする中で余り支障なかったのが今までそのまましておいた部分があったのかどうか。まずそれが一つお願いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議員おっしゃるとおりでございます。

入り口、出入り口等につきましては、クラブ室の方に異常がなかったというふうな関係から、現在その部分から出入りをしてございます。

なお、今般災害復旧するものにつきましては、入り口としましては、後から増設した部分、これにつきまして災害復旧の詳細設計等の準備ができたという観点から、今回の予算措置とさせていただいたところでございます。

10番（岩佐 隆君）ただ、結構予算額で結構大きいので、大きな工事になるのかなという気持ちもあるんですけれども、これどういう発注の仕方しているのかと。あと、予算額が大きいので、直すもの、ちょっと現場見ないとわからないんですけれども、結構大分大規模な形になるのかどうか。

あと、予算的にこの額で、例えば入札方式になるのか、それとも随契みたいな形でやるのか、それについてお伺いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。工事費の内訳等につきましては、地盤沈下なりなんなりというような部分で、レベルをとったり、その地盤の補正というふうなことで、その分の経費とかが入っているものですから、ちょっと予算額が大きくなっております。

それから、窓枠等につきましてもそのまま使えればよろしいんですが、交換というふうな形の工事内容になっておりますので、その分も工事費の方の増額につながっているのかなというふうに思います。

それから、入札等につきましては、指名競争入札というふうなことで、通常のものというふうな形で考えているところでございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。あと事業内容説明の中で、後段に学校関係の支障がない夏休みに工事を行うという形で書いてありますけれども、3か月の期間を要するというで考えると、夏休みの期間というのは短いので、その辺は発注する業者に重要な部分、出入り口の部分をきちんとある程度早く工事をさせるとか、そういう工事順序、発注上の工夫、そういったものも含めて、子供たちに、あるいは学校給食の運搬に支障のないようにという考え方で、今事業の発注形態にしていくのかどうか、その辺ちょっと確認します。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議員のおっしゃるとおりでございます。工事期間は、トータルで3か月程度かかるというふうなことでございますけれども、その主な部分としましては、ここに書いてございますとおりに、風除室とそれから出入り口というふうな形になってございます。

その中で、風除室の方につきましては、給食の運ぶその運搬の通路というふうな部分になりますので、まずはこの部分を夏休みを使って先に行い、それから出入り口部分につきましては、次の段階で行っていくと。トータルで3か月の工事期間というふうなことで、その辺工夫をしながら、業者の方にもその辺ご説明しながら、工事の方進めてまいりたいと考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい。全体の設計なり見積もりする中で、多分具体的に工事の全体の量というのを把握しながら、こういう形の工事費出したと思うんですけども、期間的にやはり3か月の工程でなくて、もう少し縮められるものであれば縮めるような形で、工夫をしながら発注をすべきだと思いますので、この事業内容を見ると、その辺は工夫しながら発注できるのであれば、するように、工期間を少なく短縮できるような、そういった考え方で進めてほしいということだと思いますので、その辺についてはどうなのか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。おっしゃるとおり、工夫をしながら工事の方進めさせていただければというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい。細かいことなんですけど、民生費の老人福祉費、先ほどの説明の中で本来は当初計上すべきだったができなかったという理由だったんですけども、知りたいのは、何でできなかったかということが知りたいわけで、その辺の説明を改めてお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。クラウド化につきましては、全体基幹系の関係でトータルの形で進めてはございました。

その中で、特別会計部分なんかにつきましては、その負担割合というふうなことがございまして、今回の予算計上というふうな形になりまして、その辺の事務連絡なりなん

なりというふうな部分、若干少し事務疎通の方が思わしくない部分があったのかなというふうなことではございます。

6番（遠藤龍之君）はい。いいんですけれども、今ので、何が聞きたかったのかということ、どこかに問題があって、本来当初で計上しなければならなかったのが問題があってできなかったのかということを知りたいんですが、今の説明で大体そういうことなんだなということで、何となく理解はできました。

先に、先ほど来ありました基金について、基金積み立てについてお伺いいたします。

だんだん目的が膨れ上がっているような感じがするんですが、その辺も含めて、そういう疑問もあっての質問だということでお尋ねいたします。

今現在基金積み立てを行っているものとして4点挙げられているわけですが、それぞれの目的、学校寄附金でしたら学校教育ということで、先ほど説明あったんですが、本来ならば、これももとは一本の目的で積み立てられている基金で条例の目的からすれば、それがどんどん目的が広がって行って、結局は何に使っていいのかわからないような、あるいは何に使ってもいいのか、どこに充ててもいいよというようなという、本当に大切に使わなくてはならない基金を何か使いづらく、あるいは執行部からすれば使いやすいようにといたしますか、何にでも使うというか、その辺がちょっと曖昧になってきているのではないのかなということでお伺いしています。

その件一つと、それをわかりやすくするために、この震災復興関係寄附金というのが別立てで載っているんですが、これの現在高とその目的についてお伺いいたします。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今遠藤議員からご指摘ありました大震災復興基金のうち震災復興・復興関係の基金でございますが、今年度末の見込みで2億7,700万円余りということで、残額今のところの見込みでございます。

こちらの用途につきましては、いわゆるこれは全国からの善意に基づく寄附でいただいているものでございますので、やはり復興・復興関連に伴います施設ですとか、備品ですとか、そういった、いわゆる一般の不特定多数の方が使うようなものに充当するというので、今のところは整理しているところでございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。この辺の考え方なんですよね。この辺は取り立てて今の復興、震災復興関係寄附金の使い方について条例では明確に示してはいない。ですから、これは執行部が考えれば、どんな形でも使える基金になるわけですので、町長、よく聞いていてくださいよ。

この2億円というのは、大変大きな額です。私はやっぱりこの2億円と8億円、これはやっぱり同じ意味で使う必要があると、これも金の使い方の工夫なんです。

今の震災復興基金関係基金、もろもろ今挙げられたんですけれども、いろいろな、ちょっと前で忘れたんであれなんですけれども、その辺の使い方はもっと別な財源でいいのではないかなと。その2億円の、全国から集められた金というのは、やっぱりこの辺の使い方はもっとやっぱり工夫すべきだと思うんですが、その辺ちょっと、全体としてこの基金についての使われ方については、明確になっていないのかなというふう思うんですが、これはやはり明確にして、そして本当に今必要なところに対応できるような金の使い方をすべきだと。今もろもろ、これはずっと従来続いている、また首かしげるようなあれしているけれども、全然考える姿勢が見えないんだな。町長のそういう姿勢、態度を見ると。これは真剣に考える必要があると思うんですけれども、この金

の使い方というのは。

また、この8億円が残っているということについてもあれです。この辺今回の376万円、新たに毎回毎回こうして全国のそういった善意の基金が寄附金が寄せられているんです。まだまだ山元町に。

そうした人たちの気持ちを酌んで、その人たち、もう2年間この2億円分については2年間もうずっと保管されていたままの状態にいるんだよね。現実には。全国の方は今すぐにこういうことに使ってください、震災復旧に使ってくださいという思いを込めた、そういった寄附金がまだ残されているということについての、やっぱりこれは受ける側からすれば、受ける側といいますか、この被災地でどう有効に金を使おうかというふうなことを考えたときには、やっぱりこの2年間というのは、もったいないのではないのかなど。無駄とは言いませんけれども、もう2年間も過ぎているんですから、この使途については、やっぱりもうそろそろ出てきてもいいのかなというふうに思いますし、そして、この2年間のうちでこの議会でも何回、再三再四にわたってもろもろの方からこういった使い方をして、こういった制度のすき間、全然この支援の対象にならないところに何とかしてくれという、そういった話はもう毎回出てきているんですよ。

そういったところで、やっぱりもうまだこの支援の対象になっていない人の思いをやっぱり酌んで、この使い方を再度改めるといいますか、再考する必要があるのではないかというふうに思いますが、その辺について町長いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。全国から寄せられた大変ありがたいこの寄附金の取り扱いというふうなことでございますけれども、皆様方の本当に厚意をぜひ生かせるような執行をしていかなくちゃならないというふうな思いですずっと来ているわけでございますので、ご指摘のようなタイムリーさを失わない中でこの善意の理活用というふうなことで、今後とも進めてまいりたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい。そのことについて、その対策についてぜひというよりも、町長さんだけ、あるいは副町長さんだけの狭い範囲で考えるんじゃなくて、やっぱりみんなの頭を寄せ集めて、英知結集して、そして本当に喜ばれるような使われ方にさせていただきたいということを求めて終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第66号平成25年度山元町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は1時30分いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第10．議案第67号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第67号平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算のそれぞれに117万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億7,753万円とするものでございます。

初めに、6ページの方をお開きください。

附属資料につきましては、11ページになります。

最初の説明からになります。1款総務費1項1目の一般管理費につきまして、基幹系電算システム更新に伴いまして、今年度より運用形態の変更、クラウド化をしたことによりまして、国民健康保険事業につきましても電算機、システム機器リース料を117万5,000円増額するものでございます。

続いて、5ページをご覧ください。

歳入の説明になります。9款1項繰入金1目基金繰入金につきまして、歳出に見合う財源を国保財政調整基金積立基金の取り崩しによって対応するものでございます。

以上、議案第67号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第67号平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11．議案第68号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議案第68号平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算のそれぞれに68万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,102万2,000円とするものでございます。

それでは初めに、6ページをお開きください。

附属資料につきましては、12ページになります。

まず、最初の説明になります。1款総務費2項1目徴収費につきまして、基幹系電算システム更新に伴い、今年度より運用形態の変更をし、クラウド化したことによりまして、電算機システム機器リース料を68万7,000円増額するものでございます。

続いて、5ページの方をご覧ください。

歳入の説明になります。3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金につきまして、歳出に見合う財源といたしまして一般会計からの事務費繰入金の増をもって対応するものでございます。

以上、議案第68号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第68号平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第12．議案第69号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、議案第69号平成25年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、JR常磐線移設に伴う水道管移設工事及び沿岸部の水道管の災害復旧工事費を増額するものであります。

初めに、1、2ページをお開き願います。

附属資料につきましては、13ページになります。そして、A3の議員配布資料1上

下水道管の移設工事箇所図を参考にしていただきたいと思います。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の支出について申し上げます。1款資本的支出1項建設改良費は、JR常磐線移設に伴う水道管移設経費及び災害復旧工事経費1億3,870万円を増額するものであります。

収入について申し上げます。災害復旧事業の財源として、1款資本的収入1項企業債520万円、4項国庫補助金4,696万円、5項出資金645万7,000円を増額するものであります。

次に、常磐線移設に伴う水道管移設工事の財源として、2項工事負担金8,000万円を増額するものであります。

最初のページにお戻り願います。

第2条予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,706万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額並びに当年度損益勘定留保資金を調整し、補填財源として予定額を次のとおり補正するものであります。

収入第1款資本的収入1億3,861万7,000円増額し、総額7億4,879万9,000円に支出第1款資本的支出1億3,870万円増額し、総額8億8,586万5,000円とするものであります。

第3条予算第5条中地方公営企業債災害復旧事業債を記載のとおり改めるものでございます。

第4条予算第9条中繰り入れする金額を記載のように改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

1番青田和夫君の質疑を許します。

1番（青田和夫君）はい。議長。補正予算第1号の説明の中の常磐線の移設に伴う工事の増の部分の内訳をちょっと教えてもらえますか。

上下水道所長（荒 勉君）はい、議長。工事費の内訳ということですか。これにつきましては、「ただ増額ではわからないから」と呼ぶ者あり）管の移設補償費として7,000万円、そして、施設物件の委託料として1,000万円、合計8,000万円の増を見込んでおります。

資料の13ページのところに内訳として載っておりますが、「管路の移設云々じゃなくて、ちょっと詳しく聞きたかったんだ。わからないならいいけど」と呼ぶ者あり

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第69号平成25年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第13．議案第70号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、議案第70号平成25年度山元町下水道事業改正補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、東日本大震災により被災した下水道管路の修繕状況や履歴など、全ての情報を電子データ化し、今後の災害等の際に迅速に対応できるよう構築するものでございます。

また、水道会計同様、JR常磐線移設に伴う下水道管の移設工事費を増額措置するものであります。

初めに、1、2ページをお開き願います。

附属資料は14、15ページでございます。それとあと管路図、移設の箇所図でございます。下水道施設については、18か所を予定しております。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の支出について申し上げます。当初単独事業で下水道台帳を電子地図上にデータ化する事業を実施する予定でございましたが、復興交付金事業が認められたことから、1款下水道事業費1項営業費用で1,250万円を減額し、新たに3項特別損失で2,300万円を増額するものでございます。

収入について申し上げます。支出に見合う財源としまして1款下水道事業収益2項営業外収益2,162万円を増額するものでございます。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の支出について申し上げます。1款資本的支出1項建設改良費は、JR常磐線移設に伴う下水道管施設経費1億円を増額するものでございます。

収入について申し上げます。支出に見合う財源として1款資本的収入2項工事負担金9,999万9,000円を増額するものでございます。

最初のページにお戻り願います。

第2条予算第3条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。収入第1款下水道事業収益2,162万円増額し、総額6億5,312万円に、支出第1款下水道事業費1,050万円増額し、総額6億2,153万1,000円とするものです。

第3条予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,582万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金、運転資金として借り入れた企業債を調整し、補填財源として予定額を次のとおり補正するものであります。

収入第1款資本的収入9,999万9,000円増額し、総額12億8,990万2,000円とするものです。

支出第1款資本的支出1億円増額し、総額16億5,572万8,000円とするものでございます。

第4条予算第6条中の復興事業企業債を記載のとおり改めるものでございます。

第5条予算第10条中の繰り入れする金額を記載のように改めるものでございます。
以上、よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第70号平成25年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）
を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第14. 議案第71号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。議案第71号平成25年度債務負担行為請1号新山下
駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

内容及び概要につきましては、配布資料No.8をご覧いただきたいと思います。No.8でご説
明をさせていただきます。

議案の概要についてご説明をいたします。東日本大震災により滅失した住宅に居住さ
れていた被災者の生活拠点等を確保するため、設計施工一括方式による市街地整備工事
を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要する
ので、提案するものでございます。

項目、内容についてご説明をさせていただきます。

1. 契約の目的、平成25年度債務負担行為請1号新山下駅周辺地区市街地整備工事
外。

2. 契約の方法、条件付一般競争入札（総合評価落札方式）でございます。

3. 契約の金額、一金129億4,650万円（消費税を含む）ものでございます。
落札率にしまして、約96パーセントになります。

4. 契約の相手方でございますが、仙台市青葉区国分町2丁目14番18号フジタ・
大豊・橋本店特定建設工事共同企業体でございます。代表者株式会社フジタ東北支店執
行役員支店長森 俊之でございます。

5. 工事の場所につきましては、山元町浅生原地内ということで、別紙2枚目に施工箇
所ということで表記をさせていただいておりますが、赤枠で囲まれている箇所ござい
ますので、よろしくお願いをいたします。

下の方には拡大図ということで表記をしておりますので、よろしくお願いします。

6. 工事の概要といたしまして、実施設計、委託面積が34.7ヘクタール、宅地造成実施設計一式、公営住宅建築設計一式、工事につきましては、造成面積が34.7ヘクタール、土工事軟弱地盤改良工事、舗装工事、橋梁工事、雨水排水工事、汚水排水工事、給水工事、調整池工事、災害公営住宅本体建築工事等でございます。

内容等については、表記のとおりでございますので、ご参照願います。

工期、山元町議会で議決された日の翌日から平成27年3月31日まで。

8. その他でございますが、新市街地整備に係る総合評価委員会の審査結果についてご説明をさせていただきますので、裏面をご覧くださいと思います。

新市街地整備に伴う総合評価一覧表、新山下駅周辺地区についてご説明をさせていただきます。

工事名は、先ほどご説明させていただいたとおりでございますので、割愛させていただきます。

予定価格128億3,743万8,000円でございます。

評価分類、評価項目についてご説明をさせていただきます。価格以外の評価ということで、企業評価30点満点中26点。設計施工に関する提案55点満点中28点。地域性につきましては、15点満点中14点。社会性につきましては、10点のところ7点。ヒアリング25点につきましては12点。技術評価合計でございますが、135点中87点ということで、約64パーセントに相当します。

価格に関する評価につきましては、応札価格評価ということで、満点が65点でございますが、54点ということで、123億3,000万円ということで、先ほどご説明をさせていただきますましたが、約96パーセントに当たります。

応札評価点の54というのにつきましては、満点65点に対して約83パーセントに相当する割合でございます。

総合評価につきましては、価格評価200点について141点ということで、70.5パーセントに相当する割合でございます。

総合評価ランクということで、1JVということで、落札者ということで、先ほどご説明をさせていただきますましたフジタ・大豊・橋本店特定建設工事共同企業体ということになります。

概要等については以上で説明とさせていただきます。

以上、議案第71号についてご説明をさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願いを申し上げます。以上で説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

1番青田和夫君の質疑を許します。

1番（青田和夫君）はい。この入札に関して2、3点簡単にお伺いしたいと思います。

この新山下において1者だけと。なぜ1者なのかお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。青田議員のご質問にお答えさせていただきます。

応募者が結果として1JVとなったものでありますが、一般競争入札方式の採用により、参加条件を提示して広く参加者を募っております。

その中で、総合評価値の企業評価点を1,300点以上ということにすることによって50者以上の業者を対象とさせておること、また、宮城県本社においても900点以

上という評価点をすることによって55者という形で応募させていただきましたが、その状況を見ますと、告示後には資料を受け取りに来た業者が28者ございました。その状況を見ますと、大きな枠組みの中では競争性を担保されているのかなというふうな考えを持ったところがございます。

しかし、議員ご指摘のとおり、1者だけの応札というような状況でございます。さまざまな角度から我々なりに検討させていただきました。工期や資機材等の確保も困難の状況あるいは橋梁工事あるいは工期の関係あるいは施工面積等、あと災害公営住宅の建築戸数等々を勘案して、業者が多分1者だけになったのかなというふうに考えております。

また、このほかにも被災地を初めとして各地で多くの工事発注が増加されていることで、受注環境が変化していること等、さまざまな要因があるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。

1番（青田和夫君）はい。今課長の方からとうとうと答弁がありましたけれども、簡単で結構なので、とうとうは必要ありません。

そこで、今1,300点以上の50者を対象と。そして、資料持ち帰り28者あったと。その中で1者だけということは、ここでお伺いしたいんですけども、これだけの大きな面積、金額等があれば、ある程度魅力があると。その魅力があるのにこの1者だけということは、魅力がないから1者なのか、まずお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほどもご説明をさせていただきましたが、魅力あるかないかというご質問でございますが、社会状況等によって業者の方でご判断なされたということと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいというふうに思います。

1番（青田和夫君）はい。わかりました。

それでは次に、先ほど課長の方から落札率90パーセント、96パーセントと数字が言われましたけれども、本来ですと、例えば72号の場合ですと85パーセントの落札率が出ていました。これが96パーセントということは、1者で96ということは、企業努力がなされていないのかなと。その落札の数字をどう思うのか、まずお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。90パーセント落札は、入札価格が96パーセントと高いのではないかというご質問でございますが、先ほどもご説明をさせていただきましたが、被災地を初め、各地で多くの工事発注が増加する中で、新山下駅周辺地区の整備工事においては、施工面積が広く、災害公営住宅の建築戸数も多い、また、長大橋があること、さらには工期等の遵守と資機材の早期確保、施工体制の強化等、企業としての多くの課題がある中での受注であることなどが想定しております。

また、先ほど次の議案72号についてのご説明になろうかと思いますが、入札価格の中に受注者は確かに85パーセントという業者もおりますが、中には高い価格での応札されている業者もいるということで、これも社会情勢の一環のかなと、かように思いますので、よろしくご理解を賜りたいと、かように思います。

また、参考になりますが、宮城県の方の平成24年度の一般競争入札における発注工事件数においても同様の内容の状況がお見受けされます。

998件のうち410件ほどが41パーセントになりますが、1者入札というふうになっております。落札率に関しましても平均が96.4パーセントと、非常に高いと聞いておりますので、その辺も情報としてご理解を賜りたいと、かように思います。以上

です。

1 番（青田和夫君）はい。わかりました。

それでは、この落札のものに対しての分析をどのようにしたのか。ということは、1 者だけの分析だよ。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。議員おっしゃるように、競争性が働かないという観点においては、我々も非常に感じております。

ただ、先ほどもご説明をさせていただいたと思いますが、総合評価の評価の項目の中で企業評価あるいは設計等、あるいは地域等、社会等、それぞれの項目によって各委員さんのもとで同じような評価をさせていただいておりますので、その中での評価ということで、我々認識しておりますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。

1 番（青田和夫君）はい。わかりました。

それでは、この説明の中に価格以外の評価点のところがあります。これでちょっとわからないんですけども、ヒアリングの部分が25点中12点と出ていますね。ヒアリングというのは1者なのに何でこれ設計施工に関する提案の中に入っていると思うんですけども、ヒアリングをしたのか、そこの辺をお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。業者に関しましては、提案書をもとにヒアリングをさせていただいております。今回の我々の発注業務に対してどのような対応ができるのか、どのような提案がなされるのか、それらの確認あるいは企業としての確認あるいは配置技術者等の確認等、全てを含めて確認をする意味でヒアリングをさせていただいております。

その中で、地元貢献の確認と、そういう面も評価の対象と、そのヒアリング等も実施されることによって、確認させていただいていることをご理解賜りたいと、かように思います。

1 番（青田和夫君）はい。地元貢献のものは、前にも話しましたがけれども、地元貢献でどれくらいのものでの想定しているのか伺います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。議員のご質問にお答えさせていただきます。

地域性の提案ということでございますので、どのようなものかということでございます。新山下駅については、町内建設会社及び町内資機材等の活用をするという条件が入っております。その中で、町内の業者さんの協力をもらったり、あと町内から作業員として確保できる作業員等の確保を視野に入れて対応するというようなお話を聞いております。あと、町内の土取り場を活用させていただくという提案等もございます。さらに、議員ご指摘されておりましたように、消耗品等、日用品等については、町内の商店街から調達するというような内容の提案がされております。

我々としては、どのような対応がなされるのか、実績報告を要請していくという考えでおりますので、その辺も確認をしたいなというふうな思いを持っております。

そういう中で、山元町において作業員の住所なんかも移すというような提案も一部でなされております。工事期間中は2か年と短い間ではございますが、その間1年でも住所を置いていただくということになれば、幾らかでも税収にはね返ってくるのかなど、かように思っております。

そんな状況でありますので、よろしくご理解を賜りたいと、かように思います。

1 番（青田和夫君）はい。わかりました。

そうすると、オールラウンド的に、山元町の商店等々、作業者等々、全てのものが含まれていると、そのように解釈していいわけですね。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。はい、そのとおりでございます。

1 番（青田和夫君）はい。最後に 1 点だけお伺いします。

先ほど魅力ある、ないの話をしました。開発、これはメイン開発だと思うんですよ。坂元 3 か所の中の面積が一番でかいんだから、メイン開発だと俺は思っています。その中で、魅力ある事業に 1 者という、一般的に言えば悪く解釈すると裏で働く金があっても不思議ではない。応札の結果を最後にどのように考えているのかお伺いします。終わります。

町 長（齋藤俊夫君）はい。応札の結果をどういうふうに受け止めているのかということですが、先ほど担当課長の方から縷々ご説明申し上げましたとおり、総合評価審査委員会を構成する中で、慎重な審査の中でこの選定結果になっているということで、まず基本的にそういうふうになっているのかなというふうに思っていますし、これまた昨今のこの被災地における復旧・復興に向けた建設業界の状況あるいは新山下駅周辺における工事の内容等々、いろいろある中で結果として 1 者 J V による応募になったのかなというふうに考えております。

新山下駅周辺については、議員ご案内のとおり、山元町の震災復興のみならず、今後の山元町の発展の中核になるエリアでございますので、相当の魅力を兼ね備えたまちづくりにといいまして、ぜひこの入札結果をお認めていただく中で請負業者の方にしっかりと市街地の形成に取り組んでいただければなというふうに考えているところでございます。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

7 番（齋藤慶治君）はい。1 点だけ確認します。

今回の防災集団移転事業含めて、今回の山下関係が本町の大きなメインの大工事になると思うんですが、一番は、私らやっぱり工期の問題で一番心配して、こういう限られた、今回だと平成 27 年 3 月 31 日までの工期でやらずにちゃいけないということは、誰が見てもどの業者が見ても大変な限られた期間だと。それで、発注方式も従来の発注では難しいと。もう少しでもこの工期を守るためというか、早く早期完成するためにはこういう契約方式を、入札ですか、入札方式を選択したということは、重々わかっていますが、それで、1 点だけお伺いします。

工期の関係、ヒアリング等含めて、業者はどのような話をしていたか。その点だけお聞きします。必ずというか、平成 27 年 3 月 31 日までのこの短い期間の中で達成可能ということで応募してきたことは重々承知ですが、ヒアリングの中で何か問題点、課題点含めて何かありましたら、その点を工期に関してお伺いしたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。工期については、議員ご指摘のとおり、非常に大変な工期であるというような内容のお話をされております。

なお、ヒアリングの中で構造物等あるいは工法等あるいは災害公営住宅の建築等、いろいろな角度から工期短縮できるように努力するというようなお話もいただいておりますので、大変な工期の中で頑張るといふようなご提案がありましたので、その辺を評価させていただきたいと、かように思っております。以上です。

7番（齋藤慶治君）はい。短い工期の中でやってもらわなくちゃいけないという思いで、私らも経緯があります。

そこで、今度心配なのは、他の復興事業にもありましたように、品質管理のチェックは、どういう形でできたものをチェックしていくのか。そのチェック体制だけ確認したいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。品質の確保については、我々発注者のみならず、CMを担当しておりますオオバのご支援をいただきながら、工事の状況あるいは出来高の状況に合わせてケース・バイ・ケースで対応するというふうな考えでおりますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。総合評価方式による工事の発注スケジュール、その中で、5月1日が入札の告示ということで、入札業者の登録決定、この期間があったわけですが、この期間の中で応札、この共同体1者しか応札がなかったということで確認してよろしいのかどうか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほども青田議員のご質問の中でお答えさせていただきましたが、入札公告時点では資料受け取り等に来庁した業者は28者おりました。その後の受付期間等で提案等においては1者のみということで、議員ご指摘のとおりでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。そうすると、わざわざスケジュールの中で日にちまでお話ししてあげたので、入札公共事業の中では28者資料をとりに来た。そして、この期間5月17日までに、この中で一応いろいろ業者の中でも28者、精査して応募でいいかどうかというのを確認した中で、最終的にはどの時点なのか。入札登録業者決定ということで、これが1者ということなのか。それとも、6月4日の審査委員会の中間報告のこの日にちが今言った最終的な入札の決定、1者の応札の決定のあれになるのかな。どの時点なの。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。前の災害特別委員会の中でのスケジュール等でもご説明をさせていただきましたが、今回多分岩佐議員はお手元にお持ちだろうというふうに思います。技術提案書の提出期間が21日から30日まででございました。その間で提案なされたのが1者ということで、5月31日に開札をさせていただいております。ここで1者のみというふうな確認をしておる状況でございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）28者の中でいろいろ検討した中で、最終的には5月31日にしたという形になったと思うんですけども、特別委員会でもそうですし、あと議会も何回も入札の関係でやはり競争原理を働かせるような形の入札の方式、同僚議員が今一括方式の考え方、メリット、デメリットあるということで、議会でも随分議論はしてきたんですけども、ただ、工期を早くするというのは当たり前のことで、工期の期間中にやるというのは当たり前のことで、その方式をどう考えるかという議論もあったし、あるいはきちんと競争原理が働くような形、その入札方式をきちんと選択をすると。それも議論としてあったわけですよ。

それが今回128億円、この金額というのは非常に大きい金額だし、先ほど同僚議員の話からもあったように、メインの事業でも山元町ではあるということも考えると、本来1者の、企業がいろいろ考えた中で最終的にということではあるんですよ。結果と

してということで今町長もおっしゃったけれども、ただ、やっぱり結果という部分については、やはり結果が出る前にいろいろ競争原理が働くような形の考え方で入札方式、考えていくと。それも今まで入札方式の中でいろいろ議論してきた経過だと思うんですよ。

その辺について、担当課長、きちんといろいろな今までの入札の議論の中で話出てきているように、やっぱり競争原理が働くような形、そして、そこで少しでも国のお金であってもやっぱり国民の税金だと。やっぱり復興事業にどういう形で事業費を充てる、そして事業費を有効に使う。そして、事業をきちんとやっていくというのは、本来の考え方だと思うので、その辺について入札方式の総合方式の考え方自体どうだったのかと私は言わざるを得ないんですけれども、何回か議論した中ではやはり競争原理が働くような形というのは、これずっと担当課でも、あるいは財政当局でも、また副町長もずっとお話しした経緯があったと、私はそう思っているんですけれども、その辺の考え方について、入札の形あるいは考え方についてどうなのか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。何度も同じような回答になって申しわけございませんが、応募者が結果としては1JVになったという状況でございますが、一般競争入札の採用によっては参加条件の提示を広くすることによって参加業者を募らせていただきました。

さらに、告示後資料受け取りに来た業者の数も多いと。

その中でいろいろ質問等もある中で、今回の1者のみになったというような状況でございますが、大きな枠組みの中では競争性が担保されていたのかなというふうに当時は考えておりました。以上です。

10番（岩佐 隆君）大きな枠組みの中でというのと、この新山下駅の今回の総合方式による工事発注、その中で競争原理が働かなければ意味がないですよ。外で部外で競争原理が働いてもどうしようもないので、先ほどそして、課長の方から宮城県で発注で、全体の中で41パーセントが1者の96.1パーセントの入札だから、それはそれでしょうがないんだみたいな話あったけれども、それと今回の一つ一つの発注方式とはまざるっきり違うんですよ。

その辺がやはり十分考えた中での発注方式を考えていかななくてはだめだと思うんですよ。

ただ、やはりこれ魅力ある形の発注が、先ほどの同僚議員の話あったように、発注形態であるはずなんですよね。今まで分離発注をして、そしてなかなか応札もない、あるいはその中で不落というか、落札されない工事もあったという形なので、ただ、実際にふたあけてみると、1者。そして、落札率も96.6パーセントという形で考えると、本来の本当に競争原理が働いた結果なのかどうかというのは非常に私は疑問が残る。

そして、中身、これ担当課長と議論したってしょうがないので、ただ、これについては、やはり今までの経緯があると。今までいろいろな形で突然に辞退したりした分もあったので、きちんとそれは指摘しておきます。

あと、中身ですけれども、例えば今回の工事の概要の中で公営住宅の建設関係で本体工事のものが出ていて、全体で296の本体工事建設があると。そして、全体の発注の金額の中に載っているんですけれども、何日か前に一応今まで災害公営住宅つくって、一応要望とか、あるいは実際に見ると応募の件数見ると、町が思ったような災害公営住

宅の建設、そしてその応募状況を見ると、なかなかそれに沿ってっていないということなので、全体の今回の工事の128億円ですか。その中で、災害公営住宅もこれから精度の高いヒアリングをする中で、やはり減っていったり、それに応じて分譲地がふえていったりする可能性もあると思うんですね。午前中の増嵩のお話も出ておるんですけども、それをどういう形で考えていくかというのもこれから発注する、一括発注する中で大きな問題だと思うんですけども、災害公営住宅の件数とか、これからの動向、それに応じての工事費、それをどう考えていくのか。増嵩も含めて。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。災害公営住宅の建設につきましては、ヒアリング時点で去年の11月の聞き取り調査を参考にさせて計上させていただいております。

ただ、今支援制度の新たな増等に伴いまして、災害公営住宅から一般宅造へのシフトする方もいらっしゃる。あと、世帯分離等によって住宅の大きさの規模の内容等について変更があるというような状況で、今同時並行で災害公営住宅申し込みをなされている方々に聞き取り調査をさせていただいております。

その中で精査させていただき、それで変更の対象と実施設計を組む中で、変更の対象というふうな形にしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい。実際につくったものの応募状況を見ると、2DKが例えば30件も応募来たり、あと、3LDKが実際に応募が本当に少なくて何件だという形で考えると、例えばこれから本当に290、今回6件の戸数建てる中で、大きく変わっていく可能性もあるので、実際に本当は幾ら早く、早くといっても、全体の事業の精度、それを高めながら発注すると。そういう形も考え方として必要ではないのかなと思うので、なかなか実際にヒアリングなり聞き取り調査、具体的にできなくてずっと進んでいる状況ではあるんですけども、その辺今回の一括発注、急ぐのはいいんですよ。急いでもらうのは当たり前だけれども、ただ、やはり実態に合わせた形の発注していくと。それは、復興交付金で事業費がついているという形なので、全体の減額なり、事業変更簡単にできるという思いがあるのでは、私はおかしいと思うので、先ほど答弁の中で戸数減ったときに事業費どうなのかという答弁なかったの。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。議員ご指摘のとおり、精度を高めるべきだというふうなご指摘でございます。そのとおり、我々も実施、今回お認めをいただきますと即実施設計の方に入るように指示をしたいというふうに考えております。

その実施設計をする中で、より精度の高い災害公営住宅の建築を目指したいと、かように考えております。

あと、設計の金額等については、実際の成果等に基づきまして、確認をさせていただいて、変更等をするというような内容になっておりますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい。工事の関係で、やはり精度高くしないとだめだというのは、やはり財源の問題が必ずつきまとうと。例えば災害公営住宅がふえるような形になると、財源自体復興交付金だけの財源で間に合わないということになると、やはり町の地債も出てくるという形なので、やはり精度の高い形の考え方でやっていかないと、まずだめだと思うんですよ。

担当課長、そういった認識あるようだからあれですけども、ただ、それに応じて聞

き取りの中で今度分譲地の確保なんかもふえる可能性もあるでしょう。災害公営住宅が減るあるいはふえるで。そういった全体のことを考えながら、やはり事業精度高めて、そこで今回一括発注していかないとだめだと思ったんですけれども、その辺についても実績の中でというお話だけれども、実際には今までの中で発注する、今回入札、債務負担行為で出しているんですから、そこを考えながら、今回の入札を総合評価方式で入札をさせるといって考えていかないとだめだと思っただけなんですけれども、その辺についてはどうなのか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。大まかな土地利用等については、基本設計等をもとに聞き取り調査及び積算等をさせていただいております。

あと、まち協等とのご意見もいただきながら、一部変更等も視野に入れて実施設計の方に反映したいと、かように思っておりますので、その辺はご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、財政課長にお聞きをします。

この総合評価方式、ある程度いろいろお話を聞きながら進めたという経緯はあると思うんですけれども、ただ、こういう状態にありますと、非常に我々いろいろ議会でも委員会の中でも勉強させてもらった中で、やはり競争原理が働くような手法、それを考えながら入札の方式考えてもらいたいという議会の、委員会としての要望もありますし、私も随分それを言ってきたつもりなんです。

それが結果としてこういう形の1者応札という形で、財政課長としてどうお考えになるのか。

企画財政課長（高橋寿久君）今まで震災復興整備課長の方からも答弁がありましたが、今回は経審がいわゆる1,300点以上というものが幹事会社ということで、50者以上の方々が参加できる条件付一般競争入札ということで、我々としては今現在考えられる最大の競争性を持つ方式を採用したという理解でおります。

ただ、ご指摘のとおり、結果として1者になってしまったということに関しては、結果から見れば競争性がないのではないかとと言われると、なかなか反論しづらいところではございます。

したがいまして、もし今後同じような入札を行うことを考えれば、例えば経審の点数を1,300点から1,200点なり1,000点なりに下げて、さらに100者になるかどうかわかりませんが、そのぐらいの幹事会社が参加できるような形に入札を行っていきたいとは考えてございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今財政課長おっしゃるように、本来であれば競争原理が働くように評価の点数、それも含めてご検討して、そして今回の総合評価方式、それに取り組むべきだったと思うんですよね。

そうしないと、やはり先ほど前段でお話したように、やはり幾ら国のお金であってもやはり自治体で事業やるということですから、やっぱりきちんとできるだけ財政支出抑えながらの発注、それを考えながらやっていくべきだと思うんですよね。

そのために、入札方式をいろいろ議論して、最終的にこの形という形で決めたんですから、これから一般競争入札で、前段できょう午前中やったんですけれども、それをその条件付の一般競争入札でただ総合評価方式使わなくてやったらどうだったんだと、反対に結果から見れば。

ただ、それを言ってもしょうがないので、ただ、やはりこれからいろいろな形の入札あるときに、やっぱり事業費が大きい。そして、やっぱり入札の方式もきちんと考えながらやると。我々はこういった形の入札方式やっていないので、非常に不安な部分あったので、ずっと言い続けてきたので、それはきちんと頭に入れながら、町長も含めてやっぱり考えてもらわないとだめだと思うんですよね。

今回特に1者という形だったので、最終的に……、最後に町長からそこら辺。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員ご指摘のとおり、この結果として1者というふうなことで、競争性の担保というふうな点ではちょっと問題があるようにも思うわけですが、先ほど来縷々担当課長等から説明申し上げていますとおり、今のこの被災地における多種多様なこの復旧・復興事業というふうな側面あるいは山元町のこの新山下駅周辺の持つ工事の特殊性、特異性と、もろもろの中で専門知識を有する総合評価審査委員会の皆様方が議員ご指摘のような側面をいろいろな角度から検討、ご審議いただく中で、一定の方向性を定めていただく、あるいは評価をしていただく中で、結果としてこういうことになったということでございますし、あるいは、決してこれが山元町だけの特異性ではなくて、いろいろ復旧・復興事業が進む中で県内を広く見た場合でも残念ながら、競争性をできるだけ担保しようというふうな入札の形で対応したにしても、平成24年度の宮城県の実績、実態は先ほどご紹介したような一般競争入札によるこの発注工事件数のうち41パーセントが結果として1者入札になっているというふうなこともあると。

あるいは、その落札率も今回の町と同じような平均96.4パーセントになっているというふうなことでございますので、決して山元町だけの特異な案件ではないというふうなこともあわせてご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）なかなか町長はきちんと本当は競争の原理が働くような形の考え方でこれからやっていきたいというお話が何だか今の答弁だと聞き取れないと。

宮城県の発注の状況とか、あと落札率1者で96.1パーセント、これは事前にわかっていたはずでしょう。そういう形でないような方式をとると。あるいはそういう形でないように競争原理を働かせていくということが本来県の発注形態、それをよしとするのか、あるいはそういう形でだめなので、やっぱり別な形で考えていくという形なのか、それをはっきりしないとだめだと思うんですよ。

県がそういう形だから、ほかの入札がそうだからということで、山元町もいいんだと。今回何でそういう形で私は強く言うかということ、全体のこの一括発注方式の中に災害公営住宅、先ほど言ったように入っているんですよ。これは、国の復興交付金の事業の事業費だけじゃないでしょう。あくまでも町の持ち出しがあると。地債ですけれども、だから、後世に我々の町民というか、後世の町民の皆さんに負担かけるような、そういった大きな部分があるんだと思うんです。

ですから、今回やっぱり競争原理を働かせて、できるだけ本当に96パーセントじゃなく、90パーセントあるいはもっと下げる、80パーセント台に下げて、それで全体の事業費を浮かせるというのも早くやるのと同じような形で私は重要性があると思うんですよ。

それが今町長の答弁からいくと、いやほかの県でそのくらいの額だから、全体的にはしょうがないんだという認識の中で考えると、私は違うと。あくまでもやっぱりこの入札というのは、競争原理を働かせながらきちんと落札したところにちゃんとした仕事を

してもらって、工期間に終わらせるという形なので、やっぱり価格の面も重要な位置を占めると。

特に、さっき言った296戸の災害公営住宅、これはもう町の持ち出し分が必ず出てくるというのは、今までの議論の中であるので、その辺やっぱり競争原理をもう一回きちんと考えながら、入札の考え方あるいは本当に県でそういう形であるのであれば、町ではやはり競争原理の働くような形で入札をしていくと。そういう方向が今の話だと見えないんですよ。その辺についてどういうお考えなのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今岩佐議員ご指摘の国の交付金であっても、あるいは町の持ち出しがあろうとなかろうと、一般競争入札といいますか、限りなく競争性を担保できるような形でやらなくちゃならないと、やるべきだと。そのとおりですよ。

そのためにいろいろと皆さんとこれまで議論をしてきたわけでございますし、審査委員会の中でもいろいろとご議論をいただいてやってきたわけございまして、大前提は岩佐議員と何ら変わるものはございません。

ただ、結果として残念ながら、こういうふうな状況に落ち着いたと。なったと、そういうことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。いや、結果が全てなんですよ。今までの経過は、その結果を生むための経過ですから、経過はきちんとそういう形で競争原理が働くような形の入札発注方式をまずひとつ考えるという部分もそうだし、あと先ほど財政課長言ったように、28者しかないのであれば、やっぱりもっと前に評価の点数下げるとか、それをやっぱり経過の中でやらなかったら、結果があらわれないんですよ。

そこをお話ししているので、きちんとこれからは財政課長がさっきお話ししたように、これから入札に参加できやすいような、そういった形態方式あるいは評価点数の考え方もきちんと考えていくという考え方が基本になかったら、何回こういうふうな形でやっても同じだと思うんですよ。それをきちんと私は言っているんで……。

町長（齋藤俊夫君）はい。ですから、その点については、当然のことながら、町の内部でも、あるいはこの審査委員会の中でもいろいろなご議論をいただく中で、岩佐議員おっしゃるような側面も含めて、極力競争性が担保されるような中での入札、応札が行われたと、私はそういうふうに理解しております。

10番（岩佐 隆君）はい。結果として1者という形になったので、その前のやっぱりいろいろな努力あるいは考え方をきちんとすべきじゃないかということをお話は、すべきじゃなかったのではないかというお話をしているんで、結果が全てなんですよ。競争原理が働いた中で、今町長おっしゃったようにやっていると。そういうお話あるんですけども、ただ、後段のものの坂元のものを見ると、やはり何者かきちんとやっぱり入札というか、総合評価方式に何者か入ったほうが間違いなく落札率というか、率も落ちてきているんですね。やっぱり1者だとどうしてもそういう形になり得ると。だから、競争の原理が働かないから、最終的な金額が上回っていくということなんですよ。

それもきちんと認識した中で、やはりできるだけ業者、参加する業者をふやすという形がなかったら、私はだめだと思うんですよ。

そのところをきちんと今回の入札を経て考えていかなければ、これからは続かないし、あと、本当に先ほど町長言ったように、国から来たって町の税金出すだって同じだと。そういう認識をきちんと持つ、あるいは持つていくためには、やっぱり入札の方式

なり、これからやっぱりいろいろな部分で考えていかなきゃだめです。

これは、本当に今回初めて言った話じゃないので、ずっと財政当局にも言っていたし、あと前任の副町長にも話したし、この入札の問題については、やはり国の財源であっても町の財源であってもやっぱりどこの財源であっても国民の税金なんだから、それを有効に、あるいはきちんと使っていくという考え方がないとだめだと。そういう口すっぱくして言ってきたので、そこの部分を町執行部の中で共通認識でみんなお持ちなのかどうかなんですよ。

今回については、本当に結果がこういう形だからお話ししているんで、今までずっと言ってきた、結果がこういう形だからということで、そこをちゃんと認識してもらわなければ、これからの工事の発注、入札に続いていけないと思うので、これは何回もお話ししているんです。

副町長（成田隆一君）はい。岩佐議員からのお話は委員会等でもいろいろご意見を伺っておりまして、そういう中で、今回一括入札方式にしたというふうな、日本の入札の歴史を考えてみますと、もともとが価格本意の一般競争入札、これがずっと何か続いてきたわけでございますけれども、この中でやっぱり何が課題になったかと申しますと、低額入札でなかなか採算とれないと。そういうところで採算とれなくなったらどうしても、品質が問題になってくるというふうなことから、この品質を何とか確保しようというふうなことで、品質確保に関する法律等ができながら、ここへ技術的な評価、品質確保するためのプロポーザル方式とか、今回総合評価方式というふうな形態で採用させていただいたわけですけども、完全なる、恐らく入札方式というのはなかなかなくて、その時代、時代に合った、それから発注側と受け手側の環境に合った、そういう入札方式をその都度その都度で考えていかなきゃならないと。

今回は、こういう形態になりましたのは、もう議会の皆様方にもご理解いただいていますように、造成工事よりもどちらかというと建物の方の不調が非常に多くなりまして、この仮設から本設に移っていただくに当たりまして、やはり造成ができて建物ができないと、なかなか入居、完成ができないというふうなことから、今回この1者になったというふうなものを先ほども議論ございましたけれども、その市場性として魅力があるかないかと、こう言われたときに、我々はかなり魅力ある形態につくったつもりでおりますけれども、それを見る業界側から見ますと、余り魅力がないというふうなことで、結果的に1者になったという見方もあるというふうなことで、それは何かと申しますと、やはり価格的に競争して低くすると赤字になるので、できるだけやはり採算とれるような、そういう入札方式、入札にしたいというようなことが今回恐らく業界側からの一つのあらわれかなと。

議 長（阿部 均君）答弁は簡明に願います。

副町長（成田隆一君）はい。ということで、いろいろなそれぞれに合った状況の入札方式を選択していかなければならないということもぜひご理解いただければと思っております。

10番（岩佐 隆君）はい。今回の競争というのは、価格の競争だけじゃないというのはわかっていますので、技術の品質確保、それも全体の評価の中での競争という形で、ただ、それも含めて結果的に1者だったので、ほかに何者かあれば、副町長おっしゃるように、総合評価の中で品質の評価も競い合うことができると。競い合う人がいないんですよ。それが問題だと言っているんですよ。

その中で、きちんと魅力ある商品につくったというお話ですけれども、魅力ある商品につくっていけば、ほかの業者が参加して、応札に応じてくるわけなんですよ。それがなかったということは、本当に魅力ある商品だったのかどうか、あるいはその総合評価方式での競争原理が働くような形がきちんとつくられたのかどうか、やはりきちんと反省しながらやっていくべきだと思うんですよ。

それが全然今の答弁から見ると、全然反省もないし、それは県が2者で96パーセントの落札率あるいは41パーセントが1者入札だからしょうがないんだという話ではないと思うんですよ。県だって、それを甘んじて受けているわけではないと思うんですよ。県だってやっぱりそういうのをどういう形かで競争原理が働いたり、やっぱり品質を高めるために確保するために、やっぱりほかの業者も入っていただくような形を常に私は考えていくと思うんですよ。町だって同じなんですよ。町も県も同じですから、発注する側とすれば、やっぱりよりいい形だったり、よりいいものをつくってもらうために、あるいは競争原理を働かせるためにどういう形の方式がいいのか考えながらやっていると思うんですよ。

それをきちんと今回の結果をもとにして、これからきちんと考えるべきだというお話をしているの、それを頭に入れながらやっていくべきだと思いますので、町長は余りこれは、

議長（阿部 均君）質疑は簡明に願います。

10番（岩佐 隆君）はい。最後に町長に。

町長（齋藤俊夫君）はい。すべからくこの入札におきましては、競争原理が働くような考え方、努力、これを絶えずしていかなくちゃならないと、そういうふうな思いで今後とも対応していきたいと、議員ご指摘の点も十分踏まえて少しでも競争原理が働くような対応に努力させていただきたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい。同僚、岩佐議員が競争性については綿密に質疑なされたので、この件につきましては、私は質疑いたしません。

また、同じく同僚青田議員が評価につきまして質問、これもまたきちんと質疑なされたんですが、この間で一つだけ私も評価について質疑をさせていただきたい。

満点に対するそれぞれのこの企業体の評価であります。これで一番いいのが地域性なのかな。15点満点に対して14点。この地域性が一番点数よかった内部を詳細に願いたい。何で15点に対して14点まで行ったのか。青田議員の質疑でも大体わかったような気がするんですが、もう少し詳細にこの地域性だけの説明でいいですから、評価の項目の。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。佐山議員からのご質問にお答えをします。

地域性についてということでございます。地域性の項目の中には町内での企業の社会的責任等の実績あるいは町内での災害復旧工事あるいは応急対応の実績とか、地域性の貢献とか、（不規則発言あり）大変失礼いたしました。

もう一度。地域貢献の中には町内での企業の社会的責任等の実績あるいは町内での災害復旧工事の関係と、あと地域経済への貢献等々がございます。

先ほども青田議員のご質問の中で回答させていただきました。地域経済性の貢献というところで、町内の建設業者の協力あるいは町内からの作業員の確保、これはJVの1

企業でありますフジタさんの方で瓦れき等の処理業務なんかもやっております。それも含めて時期的に完了する時期に当たるといふような状況も聞き及んでおります。

その中で、そういうふうなところで働いている方々の働き口の確保なんかもできればなというようなヒアリングの中でお話を伺っております。

ですから、その辺等も含めて、地域経済への貢献という形でお話をさせていただきました。

あと、町内の商店街からの消耗品等の活用等、商工会を初め、燃料、弁当、雑貨類、文具類、全て町内の商店等を使わせていただくというような話をさせていただいております。

あと、先ほども一例ということでお話をさせていただきましたが、作業員の一部を山元町の方に住所を移すと。短い期間ではありますが、その間税収にも反映できるのではないかとというようなお話等々ございます。

あと、工事の進捗状況、ホームページを開設して皆様にご覧になっていただくとか、あるいはりんごラジオ等を通して工事の状況を説明するとか、地域の皆様に施工状況なんかの状況を説明したりする。そういうふうな地元の住民への説明等、いろいろな提案がなされておるといふことで、そういうふうな状況から貢献度が非常に高いというような状況でございますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。

12番（佐山富崇君）はい。そういう提案がなされているという形で、地域性と15点満点で14点という評価に至ったと、こういうふうな説明ですよね。今の。

一番大事なことは、それは大切なことですが、もっと実際の担保をどういうふうにとるか、ということ、今の話を、実際担保できるのかどうか。その担保するために、町としてどういうふうなことをやっていくつもりか、それをお伺いしたい。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。非常に難しいご質問でございます。

担保等については、いろいろ状況がございますけれども、仕様書等において表記をさせていただいているところがございます。

あと、先ほどもお話しさせていただきましたが、段階によって実績の報告をいただくような内容になっております。

そういう状況で確認をするということでご理解を賜りたいと、かように思います。

12番（佐山富崇君）はい。今後事業執行に当たって、十分それらを担保できるようにしっかりやっていたきたいなということを申し添えて、私の質疑を終わりにします。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。簡単に聞きます。この合格点は何点と設定していたのかお伺いいたします。1者になったという時点で。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほどもご説明をさせていただきましたが、価格に関する評価あるいは価格以外の評価、総合評価等で141点。200満点中141点ということでございます。割合にしますと、70.5パーセントと。

6番（遠藤龍之君）はい。それは、これを見ればわかる話であって、私が聞いたのは、合格点を設定していたのかどうかということを確認したんです。だから、200点中何点を合格点とした、そういうふうな設定をしたかどうか、していなければいけないんです。だから、200点中80点以上は80パーセント以上は合格点とします。それ以下は落としますとか、そういう基準は設定されていたのかどうかということをお尋ねいた

します。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。下限値は設けておりませんでした。

ただし、坂元の新市街地について並行して評価をさせていただいております。その点も参考にさせていただきながら、今回の確認をさせていただいたということでご理解を賜りたいと、かように思います。

6番（遠藤龍之君）はい。余計なことを言わないほうがいいと思うんだけど、坂元地区と山下は全然条件、状況が違いますから、余りそういうことは言わないほうがいいかななんて思うんですけれども。

やっぱりこの部分がうんと重要だと思うんですね。重要というか、我々が理解できるかできないかという点では、この点はやっぱりその時点で考えるべきだったと思うんです。というのは、たまたまきょう朝の番組で総合評価落札方式についての疑問点、懸念点等の特集する番組がありました。天下り先の、もう17億円だか、17億円という数字出していたんだけど、天下り先の企業の7割がとっている方式が総合評価落札方式と。ああ、これ全国的にやっぱり総合評価落札方式というのはこういう形で使われているんだなということが改めて学習させられたわけなんですけど、そういうようなところでは、もう全く解説者といいますか、前にいる人たちの話によれば、どここの大学の先生等々なんですけれども、発注者の思いどおり、価格以外の要素で決めると、を含めてということになると、価格は一番わかりやすいと。それ以外で決めるという方式ですから、もうこれは発注者の思いどおりに何でもできるというような方式だというような解説もあったものですから、これはそういう意味では不透明性というのがやっぱりあるんだなということであれば、やっぱりしかしながら、今回山元町の場合は、いろいろな特殊事情があって、こういう様式、方式をとらなければならないということだと思うんです。

ですから、そこは我々もやっぱりあるところで妥協という言葉普通言うとおかしいんですけれども、きちんと見ていかないと、今の話にもあります、今後の監視というのが非常に求められてくるのかなと、我々にも思うんですが、やっぱりその辺そういった不透明性という、もともと不透明なんです、この方式は。やっぱり透明性を今後も引き続きやっぱり強めていく体制をきちんとした体制をとって進めていくべきだというふうに思うわけでありましたが、その辺の今後の対応について確認をしておきます。

町長（齋藤俊夫君）はい。大きな工事、町にとっても経験の少ない工事、大工事でございますので、これについてはいろいろ国、県等々の先例なりご指導をちょうだいしながらというふうなことでございますので、限りなく透明性なり、あるいは岩佐議員からも指摘のような競争性なり、社会的に言われる部分でのもろもろのことをできるだけ高められるような形で事業の推進あるいは振興管理というものをしっかりとやってまいりたいというふうに考えております。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

3番（渡邊計君）はい。ちょっとお尋ねします。

ちょっと内容で土工事の切り土3万立米と盛り土66万立米、ちょっとこの件でお尋ねします。

それからあと、擁壁工事もあります。Hが2メートル。これは、現在の田面からどの程度の高さまで盛り土していくのか。

それからあと、もう一つ、橋梁工事については、メタル橋なのか、コンクリート橋なのか、ちょっとこの点だけお尋ねします。以上です。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。造成工事等については、基本的には現地盤から約2メートル盛る予定になっております。

宅地等の既存宅地等の取り合い等もございしますが、基本的には全体で2メートルというふうな認識でお持ちいただければ、イメージ的に思い浮かぶのかなというふうに思っております。

なお、橋については、これから実施設計を同時並行で行う予定になっておりますので、メタル、コンクリート、両方安価なほう、あるいは工期的なことも考えまして、検討しているということをご理解を賜りたいというふうに思います。以上です。

3番（渡邊 計君）はい。最初の質問の土工事の方で切り土3万立米、盛り土……、その件について土工事についてちょっとお尋ねしたかったんです。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。済みませんでした。

切り土一応3万立米というふうな数字でございしますが、現地が田んぼ等でございます。あぜというか、あぜ道、畦畔等、そういう軟弱地盤の取り除く分を切り土で表示をさせていただいております。

面積が面積でございしますので、3万立米という数値になろうかと思っておりますので、その辺ご理解を賜りたいと、かように思います。

3番（渡邊 計君）はい。その点わかりました。

盛り土が6万立米、これは町の方の、これは盛り土というのはこの解釈は町有地からの運搬とか、あるいは現地で利用するか、どういうことなんでしょうか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。表記の仕方が非常に煩雑な表記で非常に申しわけございませんです。

基本的には、購入土ということで、プレロード工法を使いまして、100万立米を転用するというような、段階的な対応、転用する関係上、このような表記の仕方をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。

あと、大変失礼しました。切り土に関しまして、橋、役場までの通じる橋の部分あります。その部分も含めての3万立米ということになろうかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。よろしいでしょうか。

3番（渡邊 計君）はい。よく理解できました。ありがとうございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第71号平成25年度債務負担行為請1号新山下駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は3時15分といたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第15. 議案第72号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。議案第72号平成25年度債務負担行為請2号新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の締結についてご説明をいたします。

内容及び概要につきましては、配布資料No.9でご説明いたしますので、No.9をご覧願います。

議案の概要についてご説明いたします。東日本大震災により滅失した住宅に居住されていた被災者の生活拠点等を確保するため、設計施工一括方式による市街地整備工事を行うに当たり、地方自治法第99条第1項第5号の規定により議会の議決を要するので、提案するものでございます。

項目、内容等についてご説明をさせていただきます。

1. 契約の目的、平成25年度債務負担行為請2号新坂元駅周辺地区市街地整備工事外。

2. 契約の方法、条件付一般競争入札（総合評価落札方式）

3. 契約金額、一金38億7,124万1,955円でございます。消費税を含みません。

4. 契約の相手方、仙台市青葉区中央2丁目9番27号鴻池組・上野組特定建設工事共同企業体、代表者株式会社鴻池東北支店執行役員支店長加藤 康でございます。

大変失礼しました。3番の契約金額の落札率ご報告させていただきます。落札率は85パーセントでございます。

5. 工事の場所、山元町地内。別紙資料をご覧になっていただきたいと思います
施工箇所につきましては、赤枠の箇所でございますので、よろしくご理解を賜りたいと、かように存じます。

工事の概要、実施設計、委託面積9.1ヘクタール、宅地造成実施設計一式、公営住宅建築一式53戸でございます。

工事につきまして造成面積9.1ヘクタール、工事の種類につきまして、土工事軟弱地盤改良、擁壁工事、舗装工事、雨水排水工事、汚水排水工事、給水工事、調整池工事、災害公営住宅建築工事等、標記のとおりでございます。

7. 工期でございますが、議会の議決の翌日から平成27年3月31日まででございます。

8. その他といたしまして、新市街地整備に係る総合評価審査委員会の審査結果についてご説明をさせていただきます。裏面をご覧になっていただきたいと思います。

新市街地に伴う総合評価結果一覧表ということで、工事名は表記のとおりでございます。予定価格43億3,752万6,000円、評価分類・評価項目、あと企業体におきましては、6企業体でございますので、名前は割愛させていただきたいと、かように思います。

価格以外の評価、企業評価でございますが、30点満点で順に左から読ませていただきます。26点、30点、19点、13点、26点、28点。企業評価につきましては、以上の内容でございます。

設計・施工に関する提案55点満点につきましては、24点、26点、9点、6点、27点、28点。

地域性に関しましては、15点満点で14点、9点、9点、7点、13点、9点。

社会性10点満点でございますが、10点、7点、10点、2点、10点、7点。

ヒアリング25点満点でございますが、11点、13点、7点、6点、13点、11点。

技術評価点の合計でございますが、135点満点でございますが、1番目が85点、約63パーセント、同じく2番目の85点、これも63パーセント、3番目が54点、これは40パーセント、4番目が34点、25パーセント、5番目が89点、65.9パーセント、6番目が83点、61.5パーセントでございます。これは、技術評価点135点に対する割合ということでご説明をさせていただきました。

入札価格につきましては、表記のとおりでございますので、応札価格評価点数65点満点を基準にご説明をさせていただきたいと、かように思います。1番目が64点で88.4パーセント、2番目が65点で85パーセント、3番目も同じく65点で85パーセントになります。4番目が49点で98パーセント、5番目が57点で94.57パーセント、6番目が61点で92.2パーセント、これは65点に対する割合ということでございます。

総合評価につきましては、AプラスB200点満点で合計点数が1番が149点、2番が150点、3番が119点、4番が83点、5番が146点、6番が144点でございます。

結果、2番目の合計評価点数150点が1位ということになります。参考に、150点でございますので、75パーセントに相当いたします。

以上、議案第72号についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

5番（竹内和彦君）はい。ここの企業評価というところですけども、30点満点で30点ということで、満点でありますけれども、その辺詳しく説明してください。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変失礼いたしました。企業評価につきましては、個別企業評価と配置する総括管理技術者の評価、配置する技術者の評価ということで、内容等について満点の業者につきましては、全てクリアされているということで満点ということでご理解を賜りたいと、かように思います。

評価項目についても細分化されておりますが、その点についてもしご説明をさせていただき……、済みません。じゃ、中項目だけで、満点ということでご理解を賜りたいと、かように思います。

5番（竹内和彦君）はい。それでは、今回の落札率が85パーセント、山下地区94パーセントから比べると9パーセント下がっている。大変6者応札あったということで、その辺の影響かなと思います。

一つ気になっていることは、工事の概要の一番下でありますけれども、災害公営住宅の本体建築工事ということでありまして、本来であれば通常付帯工事というものがあるんですけれども、設備工事から給排水工事等々、この付帯工事というものは含まれていませんか。これはどんなふうになりますか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。災害公営住宅本体建設工事の中に全て含まれておりますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。

5番（竹内和彦君）はい。この本体工事というふうに記載されているものですから、ここに全て入っているということで、住める状態になるという解釈でよろしいんですね。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。はい、そのとおりでございます。

5番（竹内和彦君）はい。それから、もう1点でありますけれども、この工期の件ですが、議会で議決された翌日から平成27年の3月31日までというふうになってはいますが、現在用地の取得がまだ3割進んでいない。その点は、もう工期に含まれてはいますが、これはどんなふうに解釈したらいいんですか。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。現在用地の取得中の部分がございます。ただ、今回のこの工事につきましては、まず設計業務の方から取りかかるというような状況にあります。

それで、地盤改良であったり、造成設計を進めている、その間に用地処理を鋭意進めて、そして必要であれば工区分けをしながら、入れるところから現地に入っていくというような形で予定をしているところでございます。

5番（竹内和彦君）はい。場合によっては、用地取得終わっていないところは地盤改良入れませんよね。当然だと思いますけれども、そうすると、その辺の済んだところから着工するというふうな解釈でよろしいんですかね。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。その用地の取得の進捗と、それから設計、実施設計、地盤改良等の設計の部分の進捗を見ながら、もしそこで用地取得が全て終わってれば全面的に入っていく形になりますし、一部取り残しがあるということであれば、工区分け必要に応じてやっていくというような形で入っていきたいというふうに思っております。

5番（竹内和彦君）はい。了解しました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい。この場所はかねてより工事の概要の中で軟弱地盤改良の項目があります。これについては、かねてより地盤が軟弱であると、そういう心配が取り沙汰されておりましたけれども、今回この対策について伺います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。基本的には深層混合処理工法を用いて提案をさせていただいております。

なお、受注業者等の提案にもある程度軟弱地盤対策についても提案等がございますので、その辺実施設計に基づいて検討させていただきながら進めていきたいと、かように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

8番（佐藤智之君）はい。じゃ、これについては心配はないと、このように捉えてよろしいんでしょうか。

それと、もう1点の難点は排水対策、これもよく言われてまいりました。これについての対策もしっかり行われるのかどうか、その辺もお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。1点目については、先ほどご説明させていただいたとおりでございますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。

2点目の排水対策については、区域内におきましては、防災調整池等を設けて調整をさせていただいて排出するという計画でございますので、その辺についても問題がないというふうに考えております。

なお、今回造成することによって、周辺に及ぼす影響というものは大きいかというふうに思います。その辺も視野に入れながら総合的に周辺の排水対策についても注意をさせていただきながら実施するということをご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（岩佐 豊君）はい。土工事について、ちょっとサンドマットですか、前の議会で北側提案されたときに、余り経費かかると否決させていただきました。その当時、課長から説明あったときに、この南側については山下地区と同じような工法も用いることも可能かどうか、そのような方法もありますというような説明がありました。

ところが、今回というか、これまで説明はもちろんありましたけれども、今回相当数の応札者があって、その中で改良等についてさっきお話ありましたけれども、要するにより安価な方法なんか示されたのかどうか。その辺ちょっと。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。岩佐議員のご質問についてお答えしますけれども、プレロード工法も導入するというような、多分観点からのご質問だと思います。導入することによって、工期が非常に長くなるというふうな状況でございます。その辺限られた期間の中で工事をするというふうな条件のもとであれば、工法としては一つ安価な工法ではございますが、実際に対応する工法ではないというふうに判断をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。

9番（岩佐 豊君）はい。今のような説明されるとそのとおりなんですよ。それで、要するにあの当時の説明というのがやっぱり説明するときに本当に向き合った説明をしていただかないと、やはり間違った判断を議会でもするし、やはりその辺は今後真摯にきちんとした説明をしてやっていただかないと、やはりこういう結果になるんですね。

これもし、異論があるんだったら、ちゃんと答えてくださいね。あのとき山下地区と同じような工法とりますという説明あったのを、まずこれ確認したいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。方法論について多分ご議論なさったと思うんですけども、工期等についても検討するとプレロード工法は非常に時間がかかる工法の一つであるよというふうな説明をした記憶はございます。

その辺の回答で多分議員が勘違いなさったのかなと、かように思いますので、よろしくをお願いします。

9番（岩佐 豊君）はい。勘違いじゃなくて、そういうふうな説明もありましたけれども、ありましたよ。時間はかかるということは。ですが、そういう方法もとることもできますという説明ありました。私が勘違いしたような聞いていると思ったら、今度本当に困るの

で、そういう説明ありました。なかったか聞いたんです、私。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。当時工法の説明をする中での一つということで、プレロード工法を紹介する中で多分ご説明をする機会があったというふうに思います。大変失礼な対応で申しわけございませんでした。そういう事実ということでご理解を賜りたいと、かように思います。

9番（岩佐 豊君）はい。あともう1点。今回6者の応札があつて、契約金額、パーセントで85パーセント、前の出された山下区は96パーセントですね。町長に伺います。競争原理は働きましたか。

議長（阿部 均君）今のは競争原理働いたかどうかということですね。今回のものの。

町長（齋藤俊夫君）はい。一定の競争原理は働いているのかなというふうには思いますけれども。

9番（岩佐 豊君）はい。先ほどのちょっと戻るといっておかしいんですけども、要するに一般町民の方は、やはり先ほどの説明ですと言葉を弄していろいろ説明はされましたけれども、やはりなかなか理解できません。やっぱり素直にやはり競争できるような環境をつくってやるということが私は大事だと思っていますので、ひとつ先ほど町長からも最終的にそういうお話ありましたけれども、その辺本当に意を用いた町政運営をやっていたきたいと、このようにちょっと訴えておきます。

町長（齋藤俊夫君）はい。今の競争性を担保する取り組み、これについては、これまでも岩佐 隆議員なり遠藤龍之議員からも同様の趣旨のお話をちょうだいしたところでございまして、重ねて岩佐 豊議員からのお話というふうなことで、しっかりと受け止めてまいりたいというふうに考えております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい。1点だけお伺いいたします。

災害公営住宅の関係なんですが、予定どおり何戸できるかわかりませんが、早期に、例えば1年後に災害公営住宅着工するような契約内容にというか、話し合いになっていると思うんですが、その点だけ確認したいと思います。

というのは、そうでなくても遅れているのが坂元地区なので、やはり限られた軒数にしても早期にやっぱり着工、完成するのが今までの説明だと思います。その点をお伺いいたします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほども事業計画調整室長からのお話がありました中で、用地の進捗状況、造成の設計状況、それと同時並行して区画割り等も同時並行で進めていきたいと、かように考えております。

その中で、工区割りをすることによって、災害公営住宅及び集団防災移転事業の宅地用地等を並行して進めたいと、かように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

7番（齋藤慶治君）はい。同じ質問になるんですが、私は大体今用買が大体進みつつある中で、前回一応変更になった、北側が変更になって、今度南側に災害公営住宅を早期に着工するというのが一つの目標でしたよね。そこら辺が今回の契約の中で大体立てられるような企業との説明になっているのか。

用買が災害公営住宅のところでまだ用買がなかなか難しいのであればまたこれは話が違ってきますが、そのものの総合的に含めて予定どおりに今から1年後には坂元を例えればもう入れるような段取りになっているかどうか、そこら辺を確認したいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。議員おっしゃるように、災害公営住宅については、早期に入居できるように対応させていただいておりますので、よろしくご理解を賜りたいと、かように思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1 番（青田和夫君）はい。先ほどの71号と同等なんですけれども、地域対策貢献度がこれも71と同じように理解していいのかお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。坂元駅周辺地区におきましても、先ほどご説明をさせていただきました山下地区と同様の対応ということでご理解を賜りたいと、かように思います。よろしくをお願いします。

10 番（岩佐 隆君）はい。工事の概要の中で、同僚議員もお話ししたんですけれども、実際にこの工事、工期が平成27年3月11日ということで、山下の市街地整備と坂元の市街地整備、同じ工期なんですよね。

それで、先ほど担当課長の方からプレロード工法、鎮圧する方法だと時間がかかり過ぎるので別な工法でやると。そういうお話あったんですけれども、ただ、これから実施設計の中でいろいろ議論されると思うんですけれども、やはり今までの形で考えると、13メートルなり12メートルの軟弱層があって、支持基盤が下に下がっていると。それを造成工事の中できちんと支持層を建物建てても耐えられるような形でやっていかないと土工事がうまくいかないという形では、今まで議論あったんですけれども、それで、プレロードと例えばさっき言った工法で時間的な部分、最初から山下もそうですし、坂元もそうですけれども、時間的にはプレロード、例えば6か月なら6か月の期間、それである程度落ち着かせるということも可能だと思うんですけれども、その辺が坂元が13メートルあるいは山下が8メートル軟弱地盤、あるいは4メートルだから、時間的にかかるか、かからないかという話になるのかどうか。

前段でお話、全体の概要の中でお話お聞きします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。坂元地区に関しましては、議員おっしゃるように、非常に軟弱地盤層が厚いということでご理解を賜っているところだと思います。

坂元側の今回造成する北側の道路に関しましても、同じプレロード工法で2年近く据え置きというような状態で工事した例がございます。

ですから、プレロード工法を余盛りを多くすることによって時間も短縮できるのかなというふうには思いますが、盛る量が非常に多くなるということと、時間的に非常に長くなるということで、今回の場所についてはプレ盛り工法はいかがなものかなというふうな状況でございます。

その工法を検討する中で、先ほどもご説明させていただきましたが、深層混合処理工法の中、あるいはサンドマットを使うとか、そういうふうな地盤改良工法に改めさせていただいて、工期を短縮させていただくというような内容でございますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。

10 番（岩佐 隆君）はい。簡単にで結構ですから、軟弱地盤の層が厚いので、プレロードを使うと時間がかかるという形だと思うんですよ。山下の分は、軟弱地盤が、俺が説明してもしょうがないけれども、軟弱地盤が層が少ないから、例えば今回プレロードやって、時間6か月も大丈夫だと。そういうお話をすれば皆さんわかるので、その辺を最初に説明してください。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変失礼しました。山下に関しましては、2メートルから3メートルという軟弱地盤層でございますので、短期間で効果があらわれるということで、盛り土高も前回の災害公営住宅建設時を参考にさせていただきますと、60日程度で対応できたという実例もございます。

坂元におきましては、年単位で対応になるということで、時間がかかるということだけご理解を賜りたいと、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい。なかなか説明、理解できない部分もあるんですけども、ただ、今お話のとおり、ただ、時間もないので、短く質問しますと、せっかく深層混合法でサンドマット使ってやって、9.1ヘクタール全部そういう工法でやるのかどうか。

それで、建物が建つ部分、例えば土工事の中で災害公営住宅の本体工事の部分とあと例えば住宅の用地の部分、それでも大分地耐力の関係で全体の土工事の考え方が違ってくると思うんですね。あるいは、公営にする部分違ってくるんですけども、その辺がちょっと全体の概要の中で工事費も影響して、あと発注するという形の中での考え方がきちんとあると思うんですけども、その辺ちょっとお伺いしたいと。短くて結構ですから、時間ないので。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。今回施工場所は、新市街地の周辺に既存の住宅もございます。引き込み等も考えられるということで、締め切りあるいはいろいろな工法を併用した形の施工のやり方というふうになるかと思えます。

基本的には深層混合の中で地盤改良が主でございますので、それを主にお話をさせていただいたということでご理解を賜りたいと、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい。全体9.1ヘクタール全部をなかなかここで一回で話はできないと思うんですけども、イメージとして、例えば災害住宅のそういった土工事はどういう形でいって、あるいは実際に住宅の部分についてはどういう工事で、あとそれ以外はどういう工事でいくのか、全体の実施計画の、今町で考える基本的な考え方のイメージだけでもお話ししてください。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変失礼しました。全体で同じような工法で対応するというご理解を賜りたいと、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい。そういう形であれば、大分工事費もかさむという形で、こういった今回の発注の事業費になってくるとは思うんですけども、全部そういう形でいくと、例えば道路部分あるいはほかの公園の部分、全部含めてという形で考えるということだと思うんですね。

ですから、建物が例えば……、反対に言えば災害公営住宅の建物が建つところなんかは、よりやはり安定した形で土工事やっていかないと、反対に言えば、あと例えば災害があったときにいろいろ影響が出るんじゃないかということも考えられるんですけども、その辺の対策について、今回土工事の中ですっきり事業費の中に計上しているということですね。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。そのとおりでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、全然いろいろ家建っても、あと災害公営住宅建っても、今回の一括方式で発注した中で、あと町は全然手直しもしなくて大丈夫だということ考えれば、それは、安心して今回の一括発注方式の中で対応できるので、管理も含めてきちんとやっていただきたいと。

あともう一つ、やはり入札の関係で、今回30者かな。全体で、これ最初に施工というか、公示して資料を持っていったの30者という形でさっき説明受けたんですけども、その中で成績がよくて6者応札があったということで、こういう形で考えると、先ほど同僚議員も言ったように、やはり競争原理が働きながら、全体の競い合い、総合評価の価格以外の評価も競い合ったり、あと実際に価格の評価も出てきて、具体的にはやはり85パーセントに下がっているという現状もあるので、こういったことを考えると、先ほどの入札の応札あるいは今回の応札、先ほど副町長か誰かが魅力ある発注の仕方という話だったんですけども、魅力あるってこっちの方が魅力あったのかな。普通だと、金額が大きくて、実際に工事がより安いような、やりやすいような形が魅力あると我々は考えるんですけども、それ違うのかな。

副町長（成田隆一君）はい。今回の場合は、山下と坂元で大きく違うのは、公営住宅の戸数の数が違うというふうなことで、住宅に関しましては、完成するのがおおむね2年後でございますので、その間に住宅の高騰あるいはもしかしたら下がるかもしれないけれども、そういう意味で、非常に受注側としてはリスクを背負うというふうなことでございますので、そういうことから、住宅の戸数が少ないと多いのと、大きくその辺の関心事が違ったんじゃないかなと、そういうふうな推測しております。

10番（岩佐 隆君）はい。その点だけではないと思うんですけども、最終的な金額とか、あと工事の内容とか、あと発注の方法とか、造成工事の全体の内容で余り多分やらないと思うんですけども、深層混合法という、そういった方式でサンドマット使いながらやるという方式も、本来で言えば坂元の市街地の整備であれば、プレロード工法で業者から見ればやりやすく、利益率が高い形で私は対応できると思うんですけども、それがこちらが魅力ある形で応札が6者もあったという形で、やはり今後そういった部分も含めて、きちんといろいろな部分で考えながら対応していくということで、これは前の入札のときに言ったので、きちんとやっぱり考えるべきだと思いますので、その辺についても考えていただければなと思いますので、入札担当の副町長、最後に。

副町長（門脇克行君）はい。ただいま岩佐議員から質問ございました。確かにおっしゃるとおり、公共工事入札に関しましては、競争性とそれからしっかりと品質を確保していくということが重要であるというふうな考えてございます。

指摘ありましたことを踏まえまして、やはりできるだけ競争性を確保しつつ、なおかつ品質を確保していくと、そういう形で制度の構築あるいはそういったことを対応していきたいというふうな考えております。

ただ、今回の入札に関しましては、発注制度だけではなくて、やはり受注環境というものいろいろさまざま影響しますので、発注者の思いだけで全て1者入札を防げるかどうかという問題はございますけれども、なお一層研さん、研究に努めてまいりたいというふうな考えてございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第72号平成25年度債務負担行為請2号新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第16. 同意第3号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。同意第3号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

裏面をお開き願います。

提案理由でございますが、現委員の島田さゆり氏は、平成25年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を山元町教育委員会委員として任命するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

参考資料といたしまして、次ページに任命しようとする者の略歴書をお付けしておりますので、参考にご覧いただきたいと思っております。

ご理解の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は、人事案件でありますので、山元町議会先例91番により、討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第3号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第17. 諮問第1号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。それでは、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

裏面をお開き願います。

現委員の伊東征夫氏は、平成25年9月30日をもって任期満了となりますことから、

仙台法務局長から推薦依頼があった後任者として新たに上平区在住の鈴木勝巳氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるため提案するものであります。

参考資料といたしまして、次ページに推薦しようとする者の略歴書をお付けしておりますので、参考にご覧いただきたいと思っております。

ご理解の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は、人事案件でありますので、山元町議会先例91番により、討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は適任と答申したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、これに適任と答申することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第18. 議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第19. 閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議 長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成25年第2回山元町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時59分 閉 会